

会社法  
(仮訳)

## 会社法（案）に対する説明的注釈

サウジアラビアは、アブドルアジーズ国王（彼の魂が安らかに眠らんことを）の治世以来、あらゆる階層の人々を対象とした近代ルネサンス手法を取り入れており、それにより取引が盛んになり、道路、空港、ダム、政府施設等の主要なインフラ整備工事が始まった。着工している主要工事又はそこから生じる課題すべてを考慮して、各人が協同してそれぞれの努力を結集し、一人では達成できない資金力又は技術力を備えた優秀かつ実力のある会社を設立することが急務となった。こうして、数年の間に、数十社から数百社にわたる多数の会社が出現した。この成長は持続し、公益のみならず個人の利益にもつながっている。

この短期間に設立された会社は、金融、商業、工業活動のあらゆる側面に関与しており、その資本金は、会社—政府間、会社—個人間の取引の増加に伴い、数億サウジ・リヤルに達しているものの、このような事象とこれらの会社の業務を規律する規則は合致していない。当該規則は、商事裁判所法に準拠するいくつかの条項があるのみで、これらの会社の設立、事業の遂行及び解散手続のいずれであるかにかかわらず、会社に関連するすべての問題について対処するには不十分である。こうした不備があるため、個人が会社の設立申請をする場合は、諸外国の経験によらざるを得ない。こうして、異なる手段が用いられ、混乱が生じ、商工業省はこれらの会社を監督し統制することが困難となった。

上記すべてを考慮し、設立、解散、清算に至る会社の業務遂行を規律する包括的な会社法の制定が急務となった。この法律は、公共の利益又は会社に投下された個人の資金を保証し、法律の規定に違反したときは罰則を科すために、会社を統制し監督することを可能とする商工業省に付与される権限の範囲を示すものである。

現行法は、概して、2人以上の者が協働し、合意に従って損益を分かち合う旨の契約によって設立される会社の規律に取り組んでいる。この会社の形態は、シャリーア法（スンナ及びコンセンサス）で許容されている。スンナでは、神授のハディース（預言者の言行録）は、全能の神が「私は、2人のパートナーシップにおいて、どちらかが相手を裏切らない限り、第三の者としてこれに加わるものであるが、裏切りが生じた場合はこの関係には加わらない」とおっしゃった、と物語っている。ウサマ・ビン・シライクは、預言者ムハンマドに近づき「私をご存知ですか」と尋ねたと言い、預言者ムハンマド（彼の上

に平和あれ) の別のハディースを引用した。預言者ムハンマドは答えた。「当たり前ではないか! そして、あなたは私のパートナーである。本当に素晴らしいパートナーだ! あなたのために、私は隠すことも否定もしない」。預言者ムハンマドが神託伝導のために人々の元に遣わされたとき、ムハンマドは、自分が承認したものと似た取引を人々が行っていることを知った。こうして、それがスンナとして認められた。ウラマー(知識人)のコンセンサスについて言えば、イスラム教徒は、イスラム教の初期から現在に至るまで、否定されることなく商業取引に従事している。

本法の制定は、実務に即していることが証明された原理又は個人間の慣習に基づいている。すべての国家の繁栄を達成するための手段として常に商業への規制の統一化を求めている国際的な取引により求められる親和性を促進するため、諸外国の法令も、適切な場合には考慮に入れ、本法において具現化されている。本法はシャリーア法に基づいているため、人々が慣れている従来型の会社の設立を阻害するような規則は制定していない。かかる目的のために、本法第 2 条はその規定において、本法が適用される会社の種類を明示した後、「シャリーア法学において認められた会社の権利を妨げることなく、上記いずれの形態もとらない会社は無効とする」と規定している。また、罰則に関連して、第 229 条及び第 230 条において、イスラムのシャリーア法を阻害する罰則は科すべきでないことを規定し、イスラムのシャリーア法の規定が基本であり、決して侵害してはならないことが規定されている。

事実、この法律の草稿に含まれるあらゆる種類の会社は、その形態又は規制にかかわらず、違法なものを許容せず、適法なものを禁止せず、条文、伝統又はコンセンサスと矛盾せず、若干の点を除けば、これまで国民に知られていた会社と大きく変わらない。

基本的に異なる点は、過去にはなかった取引の広範さと多様性にあり、これは、会社に対する政府の統制又は監督を求める国家の関心を補うものである。こうして監督することにより、政府は、国民が会社の設立又は業務遂行に際してシャリーア法を順守することを保証する。ここに意図されることについてアッラーのご加護があらんことを。

## 第1章 総 則 (第1条～第15条)<sup>1,2</sup>

### 第1条

会社とは、2人以上の者が、事業から生ずる利益又は損失を分配するために、現金を出資又は役務を提供することにより、利益を目的とする当該事業に寄与することを確約する契約である。

### 第2条

- a. 本法に定める条項並びに、本法に定める条項と矛盾することのない出資者により締結される契約条項及び慣習法が、以下の会社に適用される。

- (1) 合名会社
- (2) 合資会社
- (3) 合弁会社
- (4) 株式会社
- (5) 株式合資会社
- (6) 有限責任会社
- (7) 可変資本会社
- (8) 協同組合会社

シャリーア法学において認められた会社の権利を妨げることなく、上記いずれの形態もとらない会社は無効とする。その名の下に

---

<sup>1</sup> 訳者注：ヒジュラ暦1387年3月12日（西暦1967年6月21日）付勅令第M/5号、ヒジュラ暦1402年6月28日（西暦1982年4月22日）付勅令第23号、ヒジュラ暦1405年7月4日（西暦1985年3月26日）付勅令第46号（会社役員）、ヒジュラ暦1412年7月30日（西暦1992年2月4日）付勅令第22号、ヒジュラ暦1418年9月16日（西暦1998年1月14日）付勅令第29号及びヒジュラ暦1428年7月3日（西暦2007年7月18日）付勅令第M/60号により改正されている。このうち、ヒジュラ暦1387年3月12日（西暦1967年6月21日）付勅令第M/5号、ヒジュラ暦1402年6月28日（西暦1982年4月22日）付勅令第23号及びヒジュラ暦1405年7月4日（西暦1985年3月26日）付勅令第46号（会社役員）に基づく改正は、本会社法仮訳に反映されており、これら以外の改正については本会社法仮訳には反映されていない。なお、会社法を改正する各勅令仮訳は、すべて本会社法仮訳に添付されているため、適宜参照されたい。

<sup>2</sup> 訳者注：サウジアラビアの会社法については、上記の改正とは別に、ヒジュラ暦1385年6月22日（西暦1965年10月18日）付省決定第694号（有限責任会社に関する情報要求事項）、ヒジュラ暦1409年5月29日（西暦1989年2月6日）付第423号（株式会社の取締役としての法人の選出）、ヒジュラ暦1412年11月2日（西暦1992年5月4日）付閣議決定第1071号、ヒジュラ暦1419年4月10日（西暦1998年8月3日）付閣議決定第563号、「同族法人及び同族会社の存続のための指導書」並びに「外国会社及び外国人のアラビア語使用に関する商工業省告示」が存在する。これらは、会社法の条文を改正するものではなく、会社法の解釈又は運用を明確にするためのものである。なお、これらの仮訳はすべて本会社法仮訳に添付されている。

契約を締結した者は、かかる契約から生じる義務に対して個人的にかつ連帯して責任を負うものとする。閣議は、その決議により、本法に定める会社の資本金の下限及び上限を変更することができる。

- b. 本法に定める条項は、国家若しくは他の公共法人によって設立された会社、又は国家若しくは他の公共法人が設立に参加した会社には適用されない。ただし、かかる扱いは、会社が服する条項を定めた勅令により制定されていることを条件とする。

### **第3条**

出資者の出資は、所定の金額（現金持分）か、資産（現物持分）か、又は本法の条項に別段の定めがある場合を除き、役務であってもよい。ただし、出資者の出資はその評判又は影響力であってはならない。

会社の資本金は、現金による出資及び現物による出資のみから構成される。資本金の変更は、本法の条項に従い、かつ、会社の定款又は付属定款に定める条項に違反しない場合に限り行うことができる。

### **第4条**

出資者の出資が所有権、使用权又は資産に関する何らかの権利であるときは、出資者は、販売証書の条項に従って、持分の下落、満期又はその瑕疵若しくは不足の発生時に、持分を保証する責任を負うものとする。

持分が資産の使用权のみに関する場合は、賃貸借契約の条項が前述の事項に適用される。

出資者の出資が、第三者に対して有する権利である場合は、かかる権利が回収されない限り、同人は会社に対する責任を免れないものとする。

出資者の出資が役務からなる場合は、かかる役務に由来するすべての利得は当然の権利として会社に帰属する。ただし、その出資が役務からなる出資者は、合意がない限り、特許権から得るいかなるものも会社に提供すべき義務を負うことはない。

### **第5条**

すべての出資者は、自ら引き受けた出資に関して、会社に対する債務者とみなされる。出資者が定められた期限内に自分の出資を支払わない場合は、かかる遅延から生じる損害につき会社に対し補償する責任を負うものとする。

### **第6条**

出資者の個人的な債権者は、会社の資本金における同人の債務者の持分から

その債権を回収することはできない。ただし、会社の貸借対照表に従って利益における前述の債務者の持分から権利を回収することができる。会社が消滅する場合は、債権者の債権は会社の債務を弁済した後の残余財産における同人の債務者の持分にかかるものとする。

株式が出資者の持分を表章する場合は、同人の個人的な債権者は前項の権利に加えて、かかる株式の売却を要求して、売却収入から債権を回収することができる。ただし、これは協同組合会社には適用されない。

## **第7条**

すべての出資者は、利益及び損失を共有する。ある出資者から利益をはく奪し、又は損失を免除することが合意される場合、かかる条項は無効である。かかる場合には第9条の規定が適用される。

ただし、その持分につき払込みを行っていない出資者に関しては、その役務に対していかなる給与も付与されていないことを条件に、損失の分担から免除することができる。

## **第8条**

第106条及び第205条の条項にかかわらず、配当は純利益以外から出資者に分配してはならない。架空の利益が出資者に分配される場合は、当該出資者が善意の場合であっても、会社の債権者はすべての出資者から、その者が受け取った金額をすべて返還することを要求することができる。出資者は、会社がその翌年以降に損失を被った場合でも、受領した実際の利益を返還する義務を負うものではない。

## **第9条**

定款が利益及び損失に対する出資者の持分を定めていない場合は、当該出資者の持分は資本金における同人の持分に比例するものとする。

定款が利益に対する出資者の持分を定めているのみにとどまる場合は、当該出資者の損失に対する持分は利益に対する持分と同等であり、定款が損失に対する出資者の持分を定めているのみにとどまる場合も、同様とする。

出資者の持分が役務に限定され、かつ、定款に利益又は損失に対する出資者の持分を定めていない場合は、当該出資者は自分の役務の評価を求めることができる。かかる評価は、主として、前記の条項に従って、利益又は損失に対する同人の持分を決定することを目的とする。役務の寄与を行う出資者が複数存在する場合で、各々の持分が評価されておらず、また別途判明していない場合には、すべての持分は同等とする。

出資者が役務のほかに現金による出資又は現物による出資を行う場合、同人

は役務の持分に応じた利益又は損失の持分、及び同人の現金持分又は現物持分に応じた他の持分を保有するものとする。

#### **第10条**

合弁会社を除き、会社の定款及びその変更は、公証人の前で書面にて確定されなければならない。そうでなければ会社の定款及びその変更は第三者に対して効力を生じない。

出資者は、上記の方法で確定されていない定款又はその変更の無効を第三者に対して主張することはできないが、第三者は上記の出資者に対して当該無効を主張することができる。

会社のマネージャー又は会社の取締役は、定款又はその変更を適切に確定しないことを原因として、会社、出資者又は第三者が被った損害を補償する責任を連帯して負うものとする。

#### **第11条**

合弁会社を除き、本法の条項に従い、マネージャー及び取締役が会社の定款及びそれに対するあらゆる変更を公示するものとする。

定款が上記の方法で公示されない場合は、定款は第三者との関係では有効とされない。公示義務の不履行が、公示しなければならない1つ以上の文言に限定される場合は、かかる文言のみが第三者に対して無効となる。

会社のマネージャー又は取締役は、公示義務の不履行によって会社、出資者又は第三者が被った損害を補償する責任を連帯して負うものとする。

#### **第12条**

会社により発行される契約書、領収書、通知その他の文書は、会社の名称、会社の形態及び本店を記載するものとする。合名会社及び合資会社を除き、会社の資本金及びその支払額を上記に加えて当該文書に記載するものとする。

会社が解散する場合、会社が発行する文書に当該会社が清算中であることを記載するものとする。

#### **第13条**

合弁会社を除き、会社はその設立の時点から完全な法人格を有する会社とみなされる。かかる法人格は、公示の手續が履行されない限り、第三者からの異議申立てに対して対抗することができない。

#### **第14条**

合弁会社を除き、本法に従って設立された各会社は、その本店をサウジアラ

ピア内に有するものとし、サウジアラビア国籍を有するものとみなされる。ただし、かかる国籍は、必ずしも、当該会社がサウジアラビア国民に限定された権利を享受することを伴うものではない。

## **第15条**

会社形態ごとの特別の解散事由を妨げることなく、すべての会社は以下の事由により解散する。

- (1) 各会社の存続期間の満了。
- (2) 会社の設立目的の達成又は達成不能。
- (3) 全持分又は全株式の1人の出資者への譲渡。
- (4) 会社の資産の全部又は大部分の喪失により、残りの資産を効率的に利用することが不可能になった場合。
- (5) 会社の定款に別段の定めがある場合を除き、存続期間の満了前に会社を解散する旨の出資者の合意。
- (6) 他の会社への吸収合併。
- (7) 利害関係人による申請に基づき、商事仲裁委員会が会社の解散を決定した場合で、会社の解散を正当化する特別な理由が存在する場合。

会社を解散する場合、本法第11章に定める条項に従って解散するものとする。ただし、かかる条項が会社の定款又は付属定款と矛盾しないことを条件とする。

## **第2章 合名会社（第16条～第35条）**

### **第16条**

合名会社とは、会社の債務に対して各出資者の全資産において連帯して責任を負う2人以上の出資者によって構成される会社である。

### **第17条**

合名会社の商号は、1人以上の出資者の名前とし、会社の存在を示すものを伴うものとする。会社の商号は事実適合するものとする。

会社の商号が会社の部外者の名前を含み、当該部外者がそれを知っている場合は、かかる部外者も会社の債務に対して連帯して責任を負うものとする。

ただし、辞任した出資者又は死亡した出資者の相続者が同意する場合には、会社は辞任した出資者又は死亡した出資者の名前をその商号に残すことができ



る。

## **第18条**

すべての出資者の承諾を得るか又は会社の定款に規定された条項に従わない限り、出資者の持分は、譲渡の義務を生じる形式をとってはならず、出資者はその持分を譲渡することはできない。譲渡する場合、当該譲渡は第21条に定める方式に従って公示する。

制限のない持分譲渡を許容する合意は無効である。ただし、出資者は、自分の持分に関する権利を第三者に譲渡することができる。かかる譲渡は、当該譲渡当事者間以外では効力を有しないものとする。

## **第19条**

出資者が会社に参加する場合、参加の前後を問わず、会社の債務に対して、自分の全資産において、他の出資者と連帯して責任を負う。これと異なる出資者間の合意は、第三者との関係では、無効とする。出資者が会社から脱退する場合、同人がパートナーシップから脱退する月以降に生じた会社の債務に対する責任を負わない。

出資者の1人がその持分を譲渡する場合、会社の債権者がかかる譲渡を知らない限り、かかる債権者に対する会社の債務に対する責任を免除されることはない。

## **第20条**

出資者は、会社のマネージャーの承認により金融資産について債務を負うことの確認がなされた後、またかかる確認が商事仲裁委員会の決定に基づくものである場合には会社はその債務を履行することが不可能であることが明らかとなった後でなければ、会社の債務について当該出資者の資産をもって履行することを請求されない。

## **第21条**

会社のマネージャーは、その設立の日から30日以内に、会社の定款の要約を本店の所在地において配布される日刊紙に掲載するものとする。

会社のマネージャーは、同期間内に、企業総管理局の商業登記簿に会社の登記を申請するものとする。加えて、マネージャーは、商業登記法の規定に従って、商業登記簿に会社を登記するものとする。

上記の要約におけるいかなる改正も、上記と同一の方法で公示されるものとする。

## **第 22 条**

会社の定款の要約は特に下記の事項を含むものとする。

- (1) 会社の名称、目的、本店及び支店（もしあれば）。
- (2) 出資者の氏名、住所、職業及び国籍。
- (3) 会社の資本金、各出資者が提供することを誓約する当該持分の十分な記述、その払込日。
- (4) マネージャー及び会社の代表として署名を行う権限を有する者の氏名。
- (5) 会社の設立の日付及び条件。
- (6) 事業年度の開始日及び終了日。

## **第 23 条**

出資者は、他の出資者の同意がない限り、自己又は他人の利益のために、会社の活動と類似した活動を行ってはならない。

競合会社が合名会社、合資会社又は有限責任会社である場合、出資者は当該競合会社の出資者となることはできない。

出資者の 1 人が当該義務に違反する場合、会社は当該出資者に対し補償を要求するか、当該出資者が自己のためにした取引を会社のためにした取引とみなすものとする。

## **第 24 条**

マネージャー以外の出資者は、会社の経営に干渉してはならない。

ただし、出資者は、自ら本店において会社の職務を視察し、帳簿と記録を調査し、その帳簿と記録から会社の財務状況に関する簡潔な報告を抽出し、出資者はマネージャーにアドバイスを与えることができる。上記に反する合意は無効とする。

## **第 25 条**

会社の定款に別段の定めがある場合を除き、決議は出資者の多数決によるものとする。

ただし、会社の定款の変更に関する決議は全員一致でない限り、無効となる。

## **第 26 条**

利益、損失及び各出資者の持分は会社の事業年度末に、貸借対照表及び損益計算書に基づいて決定されるものとする。

持分を決定する際、利益の持分に関して、出資者は会社に対する債権者とみなされる。損失に起因する資本金の不足は、それ以降の年度の利益から補てんするものとする。ただし、出資者は当該出資者の同意がない限り、損失に起因する当該出資者の持分に相当する資本金の不足を補てんする義務を負わない。

## **第 27 条**

出資者は、会社の定款又は別途の合意により、当該出資者又は第三者から、1 人以上のマネージャーを任命することができる。複数のマネージャーが存在する場合で、その各々の権限が決められておらず、当該マネージャーのいずれかによる単独での経営が許容される旨の規定がない場合、各マネージャーがあらゆる経営業務を自ら遂行するものとする。ただし、他のマネージャーは経営業務が完了する前であればそれに反対する権利を有するものとする。その場合はマネージャーの多数決により決定されるものとし、当該多数決が同数の票に割れた場合は、当該問題を出資者に諮るものとする。

マネージャーの決定が全員一致又は多数決によって決する旨が規定されている場合は、時機を逸すると会社に重大な損失をもたらすような緊急を要する場合を除き、かかる規定に反してはならない。

## **第 28 条**

出資者が会社の経営方法を決定していない場合、各出資者は自ら経営する権限を有するものとする。その場合、当該業務が完了する前であれば他の出資者又は各出資者がその業務に反対する権利を有するものとし、出資者の多数決によりかかる反対を却下することができるものとする。

## **第 29 条**

会社の定款においてマネージャーの権限を制限する条項が規定される場合を除き、マネージャーは会社の目的の範囲内であらゆる通常の経営業務を行うものとする。

マネージャーは、会社の権利に関する調停を成立させ、又はそれが会社の利益に適合する場合には、仲裁を要請する権限を有するものとする。

会社は、マネージャーが自分の利益のために会社の署名を使用した場合であっても、マネージャーが契約を締結した相手方が悪意を有する場合を除き、マネージャーが会社の商号をもって自分の権限の範囲内で行ったあらゆる行為に拘束される。

## **第 30 条**

マネージャーは、出資者の承認又は会社の定款において明文の規定がある場

合を除き、通常の経營業務以外の業務を行ってはならない。  
かかる制限は、特に以下の事項に適用される。

- (1) 通常の少額寄付以外の寄付。
- (2) 会社の不動産の販売で、かかる販売が会社の目的の範囲内に含まれない場合。
- (3) 会社の不動産に対する抵当権の設定（会社の定款において不動産を売却することが許容されている場合を含む）。
- (4) 会社の事業所の売却又はこれに対する抵当権の設定。

### **第31条**

マネージャーは、事案ごとに別個の承認を出資者から取得しない限り、自らの利益のために会社といかなる契約も締結することはできない。

マネージャーは、すべての出資者から承認を得ない限り、会社の業務と同様の業務を行ってはならない。

### **第32条**

マネージャーは会社の定款の条項に対する違反又はマネージャーがその職務の遂行に際して犯した失策によって、会社、出資者又は第三者が被った損害に対して、損害賠償責任を負うものとする。これに反するいかなる合意も無効とする。

### **第33条**

マネージャーが会社の定款において指名された出資者である場合、出資者の過半数の申請を受けて商事仲裁委員会により発出される決定による場合を除き、解任されないものとする。また、かかる解任には法的に正当な理由があることを条件とする。これに反するいかなる合意も無効とする。

会社の定款に別段の定めがある場合を除き、上記の規定によりマネージャーを解任した場合は、必然的に会社は解散するものとする。

マネージャーが別個の契約により指名される出資者であるか、又はマネージャーが出資者ではなく、会社の定款又は別個の契約において指名される場合は、出資者の決議によって解任することができる。ただし、その場合は必ずしも会社は解散するものではない。

マネージャーが雇われたマネージャーであり、不適切な時期に、又は法的に正当な理由がなく解任された場合は、当該マネージャーは自分が被った損害について会社に対し損害賠償請求をすることができる。

### **第 34 条**

マネージャーが会社の定款において指名された出資者である場合は、容認可能な理由による場合を除き、経営職を退任することはできず、これに違反する場合、会社の定款に別段の定めがある場合を除き、損害賠償責任を負い、かつ、当該マネージャーが退任する場合、必然的に会社は解散するものとする。

マネージャーが、出資者であるか否かにかかわらず、別途の契約において指名される場合は、その時期が適切であり、かつ、退任する旨を出資者に通知することを条件として、経営職を退任する権限を有する。これに違反する場合、損害賠償責任を負う。ただし、会社はかかる退任によって、必ずしも解散するものではない。

### **第 35 条**

合名会社は、出資者の 1 人が死亡し、禁治産宣告を受け、破産若しくは支払不能の宣告がなされ、又は会社から脱退する場合、その場合の規定が特に定められていなければ、終了するものとする。ただし、出資者のいずれかが死亡した場合にその相続人が未成年であっても、その相続人との間で会社が存続することを会社の定款に定めることができる。

会社の定款には、出資者のうちのいずれかが死亡し、禁治産宣告を受け、破産若しくは支払不能の宣告がなされ、又は会社から脱退する場合、その他の出資者により会社が存続することを定めることができる。この場合、かかる出資者又はその相続人は会社の資産における自分の持分のみを有する。会社の定款において他の評価方法を定めていない限り、かかる持分は直近の棚卸しによって評価されるものとする。かかる出資者又はその相続人は、新たに生じるいかなる権利も保有するものではないが、かかる権利がそれ以前に行われた取引の結果として生じたものである場合はこの限りでない。

## **第 3 章 合資会社 (第 36 条～第 39 条)**

### **第 36 条**

合資会社とは、2 種類の出資者から構成されるものである。一方は会社の債務に対して自分の全資産において責任を負う 1 人以上の無限責任出資者からなり、他方は資本金に対する自分の持分の割合の限度で会社の債務に対する責任を負う 1 人以上の有限責任出資者からなる。

### **第 37 条**

第 17 条第 2 項及び第 3 項を妨げることなく、合資会社の商号は、会社の存在を示すものを伴い、1 人以上の無限責任出資者の名前からなるものとする。

ただし、有限責任出資者の名前を含んではならない。商号が有限責任出資者の名前を含み、かつ、同人がそれを知っている場合は、同人は第三者に対して無限責任出資者とみなされる。

### **第 38 条**

有限責任出資者は委託された場合であっても対外的な経営に干渉してはならない。ただし、有限責任出資者は、会社の定款で規定された制限の範囲内で、対内的な経営に関与することができ、かかる関与により必然的に有限責任出資者の資産に対するいかなる責任も生ずるものではない。

有限責任出資者が上記制約に違反する場合、同人によって行われた経營業務から生じる会社の債務に対して、自分の全資産をもって連帯して責任を負うものとする。加えて、有限責任出資者によって行われた経營業務が第三者をして当該有限責任出資者を無限責任出資者であると信じせしめる場合、当該有限責任出資者は、会社の債務に対して自分の全資産をもって連帯して責任を負うものとみなされる。

### **第 39 条**

先行する条項を妨げることなく、合資会社の無限責任出資者が複数存在する場合、当該会社は無限責任出資者に関する限り合名会社とみなされる。

更に、合名会社に関する下記の条項が、合資会社に対し適用される。

- (1) 第 18 条に規定する持分の形態及び譲渡に関する条項。
- (2) 第 21 条及び第 22 条に規定する公示に関する条項。ただし、合資会社の要約には有限責任出資者の名前を記載する義務を負わないが、有限責任出資者が誓約した持分の十分な記述及び当該持分の評価に関する意見を記載するものとする。
- (3) 第 23 条、第 24 条、第 25 条及び第 26 条に定められた、出資者の関係を規制する条項。
- (4) 第 27 条から第 34 条までに定められた会社の管理に関する条項。
- (5) 第 35 条に定められた終了原因に関する条項。

## **第 4 章 合弁会社 (第 40 条～第 47 条)**

### **第 40 条**

合弁会社は第三者に認識されない会社であり、法人格を享受せず、公示の手續にも従わない。

#### **第 41 条**

合弁会社は流通証券を発行できない。

#### **第 42 条**

各出資者は、会社の定款に別段の定めがある場合を除き、当該出資者が提供することを誓約した持分を保有し続けるものとする。

当該持分が特定の不動産であり、それを保有している出資者が破産宣告を受けた場合は、当該保有者は会社の損失における自分の持分を支払った後に破産から回復する権利を有するものとする。

持分が貨幣又は分割不能な類似のものである場合、保有者は自分の持分から、会社の損失のうち、自分の割当て部分を差し引いた額の債権者として倒産手続に関与するものとする。

#### **第 43 条**

合弁会社の定款は、会社の目的、出資者の権利及び義務、並びに利益及び損失の分配方法を記載するものとする。

#### **第 44 条**

定款に別段の定めがある場合を除き、出資者全員の同意を取得しない限り、新しい出資者は会社と同様の事業に参加することは許されない。

#### **第 45 条**

合弁会社の存在は、証拠を含むあらゆる方法で確認することができる。

#### **第 46 条**

第三者は取引を行った相手方の出資者に対してのみ請求権を有するものとし、会社の存在を第三者に明らかにする何らかの行為が出資者によって行われた場合は、当該第三者は自分との関係で当該会社を事実上の合名会社とみなすことができる。

#### **第 47 条**

第 23 条から第 26 条まで、及び第 35 条は合弁会社に適用されるものとする。

## 第 5 章 株式会社（第 48 条～第 148 条）

### 第 1 節 総 則（第 48 条～第 51 条）

#### 第 48 条

株式会社の資本金は等価値の流通株式に分割される。株主は自分の保有する株式の価値の割合に応じてのみ責任を負う。株式会社の株主の数は 5 人以上とする。

#### 第 49 条

株式を公開している株式会社の資本金は 1,000 万サウジ・リヤル以上であるものとする。株式を公開していない株式会社の資本金は 200 万サウジ・リヤル以上であるものとする。

会社設立の時点で払い込まれた資本金は、第 58 条に規定されるるところに従って、最低資本金額の半分以上でなければならない、1 株当たりの価値は 50 サウジ・リヤル以上であるものとする。

#### 第 50 条

株式会社の商号は、会社の目的が個人の名前で登録されている発明特許の使用である場合、又は会社が営利企業により保有され、その企業名を採用する場合を除き、自然人の名前を含んではならない。

#### 第 51 条

商工業大臣は、株式会社の標準的定款に関する決定を発するものとし、株式会社の定款は、商工業大臣が承認する事由を除いて、当該標準的様式と異なるものであってはならない。

### 第 2 節 株式会社の設立及び公示（第 52 条～第 65 条）

#### 第 52 条

下記の株式会社は、閣議の承認及び商工業大臣の公表に基づき、勅令による認可を有しない限り、設立されないものとする。ただし、法の条項は順守されるものとする。

- (1) 優先的特権を有する会社
- (2) 公共設備を運営する会社



- (3) 国家の支援を受ける会社
- (4) 国家その他の公的法人が参加する会社
- (5) 銀行業務を行う会社

上記以外の株式会社は、商工業大臣により発出され、官報に公示される認可を有する場合を除いては、設立されるものではない。商工業大臣は、当該会社の事業計画の経済的な実現可能性を確認する調査結果を精査するまで、上記認可を発出しない。

認可の申請書は、5人以上の株主の署名を添えて、商工業大臣により発出された決定で指示された状況に従って提出されるものとする。

申請書には、資本金の引受方法、発起人が自ら引き受けた株式の数、及び発起人それぞれが引き受けた数を記載するものとする。また、会社の定款及び会社の付属定款の写し1部を認可の申請書に添付するものとする。また、各写しは株主及びその他の発起人により署名されていなければならない。

上記申請書は、企業総管理局が申請書のために整備する登記簿に登録されるものとする。

企業総管理局は、会社の付属定款が本法の条項に適合するように、又は第51条で言及した形式に適合するように、会社の付属定款の変更を行うように要求することができる。

### **第53条**

株式会社の定款に署名するか、設立の認可を申請するか、設立時において現物株式の出資をするか、又はその設立に実際に参加する者は、発起人とみなされる。

### **第54条**

発起人がすべての株式の引受けを自らに制限しない場合、勅令の発令又は会社の設立に認可を与える商工業大臣の決定についての官報への公示から30日以内に、発起人が引き受けていない株式を公募することが義務付けられるものとする。更に、必要であれば、商工業大臣は上記期限を90日を超えない範囲で延長することができる。

### **第55条**

会社の株式を公募する場合、商工業大臣が指定する銀行を通じて行わなければならない。発起人は、会社の付属定款の十分な数の写しを上記銀行に預託する。

関心を有するいかなる個人も、引受期間内に、合理的な価格を支払って付属

定款の写しを取得することができる。

公募は、特に以下の事項を含む趣意書による。

- (1) 各発起人の氏名、住所、職業及び国籍。
- (2) 会社の商号、目的及び本店。
- (3) 払い込まれた資本金の金額、株式の種類、価値及び数、並びに公募に付された額。発起人が引き受けた数。株式の流通に課された制限。
- (4) 現物株式及び現物株式の所定の権利に関する情報。
- (5) 発起人又は第三者に対し与えられた特権。
- (6) 利益分配の方法。
- (7) 会社の設立に要する費用の見積書。
- (8) 引受けの開始日、終了日、場所及び条件。
- (9) 引き受けられる株式の数が公募された株式の数を超過した場合、株式を引き受けた者に対して分配するための方法。
- (10) 会社の設立に認可を与える勅令の発出日、及びそれを公示する官報の号数。上記趣意書は、認可の申請書に署名をした発起人により署名されなければならない。

各発起人は、趣意書に述べられた事項の真正性と、本条第 3 項に規定される事項が充足されていることについて、連帯して責任を負うものとする。

公募の趣意書は、公募を開始する日の 5 日以上前に、会社の本店所在地で配布される日刊新聞に掲載されるものとする。

## **第 56 条**

引受けは 10 日以上 90 日以下の期間で行われるものとする。資本金の全額が引き受けられない限り、会社の設立は有効とならない。

所定の期間内に資本金の全額が引き受けられない場合、商工業大臣の認可を受けて、引受期間を 90 日を限度として延長することができる。

## **第 57 条**

出資者又はその代理人は、特に会社の商号、目的、資本金、出資条件、出資者の氏名、住所、職業及び国籍、出資する株式の数及び設立集会で決定された会社の付属定款を承認する旨の誓約が記載された書面に署名するものとする。

出資は完全でありいかなる条件にも依拠するものではなく、出資者により設定されるいかなる条件も無効とみなされる。

## **第 58 条**

出資時における現金株式ごとに支払われるべき額は、額面価格の 4 分の 1 以上でなければならない。支払われた金額は株式に注記されるものとする。

出資金は、設立中の会社の名で、商工業大臣が指定した銀行のいずれかに預託されるものとする。出資金は、第 63 条の規定に従って、会社の設立が公示された後、取締役会に対してのみ送金することができる。

## **第 59 条**

出資の申込みのあった株式の数が公募された株式の数を超過する場合、少額出資者のために、その都度、商工業大臣の決定に従って、各人が出資の申込みをした割合に応じて出資申込者に対し、株式が配分される。

## **第 60 条**

資本の中に発起人又は第三者に対する現物出資又は特殊な便益が含まれる場合、企業総管理局は、発起人の申請に基づき、現物出資の評価の信頼性を検証し、特殊な便益の正当性を評価することを任務とし、それらの評価要因を提示する 1 人以上の専門家を任命するものとする。

当該専門家は、その任務を課せられてから 30 日以内に企業総管理局に報告書を提出するものとし、企業総管理局は、当該専門家の要請に基づき、期限を更に 30 日以内の範囲で延長することができる。

企業総管理局は発起人に対し当該専門家の報告書の写しを送り、発起人は設立集会を招集する 15 日以上前にその写しを出資者に対し配布する義務を負うものとする。上記報告書は会社の本店に備え置かれるものとし、関心を有する者はこれを閲覧することができる。

上記報告書は設立集会に提出されて検討に供される。設立集会が現物出資又は特殊な便益に付与される価値を減ずる旨の決議を行う場合、現物出資の提供者又は特殊な便益を持つ受益者は、当該集会でかかる減額を了承する義務を負う。

これらの者が減額を了承することを拒否した場合、会社の定款はすべての当事者にとって存在しないものとみなされる。

現物出資を表章する株式は、全持分の所有権の会社に対する譲渡後でない限り、その所有者に交付されないものとする。

## **第 61 条**

発起人は、出資者を、会社の付属定款が定める状況に従って開催される設立集会に招集するものとする。ただし、招集と開催との間の期間は 15 日以上と

し、また、現物出資又は特殊な便益が存在する場合、前条に規定する会社の本店に報告書が備え置かれる日から 15 日経過するまでは上記集会を開催しないものとする。出資者は、同人の保有する株式がどのようなものであろうと、設立集会に出席する資格を有する。資本金の半分以上を表象する数の出資者が参加する場合、集会は有効なものとなることが明記される。かかる数の出資者が出席することができない場合は、代替りの集会への招集通知を送付するものとし、当該集会は当該招集から 15 日以上後に開催されるものとする。当該集会は、出資者の出席者数にかかわらず、有効なものとする。

設立集会の決議は、出席者が持つ株式の絶対多数で採択される。ただし、当該決議が現物出資又は特殊な便益の評価に関連して行われる場合、現物出資の提供者又は特殊な便益の受益者の出資分を除いた株式の 3 分の 2 以上を表象する現金株式を保有する出資者の賛成を得なければならない。ただし、かかる株主が現金株式の保有者である場合でも、かかる決議に関して発言する機会を有しないものとする。

集会の議長、書記及び投票審査担当者は集会の議事録に署名するものとする。発起人は当該議事録の写しを企業総管理局に送付する。

## **第 62 条**

第 60 条を妨げることなく、設立集会は以下の権能を有するものとする。

- (1) 資本金の全額が出資されたこと、並びに、本法の規定に従って、最低資本金及び株式価値に相当する金額が支払われたことを確認する。
- (2) 会社の付属定款の最終的な条項を作成する。当該集会は出資者全員の承諾がない限り、以前に提示された会社の付属定款に対する根本的な変更を行うことはできない。
- (3) 会社の定款又は付属定款において既に指名されていなければ、5 年を超えない任期の当初取締役及び当初監査役を指名する。
- (4) 会社の設立に必要な作業及び支出に関する発起人の報告について審議する。

## **第 63 条**

発起人は、設立集会が閉会した日から 15 日以内に、会社の設立を公表するため、申請書を商工業大臣に提出するものとし、上記申請書には下記文書を添付するものとする。

- (1) 資本金全額が出資されたことの確認、株式価値として出資者に

よって払い込まれた金額、出資者の氏名、及び出資者各人が出資した株式の数に関する証明書。

- (2) 設立集会の議事録。
- (3) 設立集会により承認された会社の付属定款。
- (4) 発起人の報告書、現物出資又は特殊な便益の評価、及び既に会社の定款又は付属定款において指名されていなければ、取締役及び監査役の指名に関する集会決議書。

## **第 64 条**

会社は、その設立を公表する商工業大臣の決定が発出された日に、正式に設立されたとみなされるものとする。その時点後、本法の条項、又は会社の定款若しくは付属定款に対する違反を理由として、会社を無効とする旨の訴訟を提起することはできない。

会社の設立を公表する決定の結果として、会社のために発起人が行ったすべての処分の効果は会社の金融資産に帰属し、設立期間中に発起人が支出したすべての支出は、会社の負担に帰属する。

当該設立が本法に規定された方法で行われない場合、出資者は自ら支払った金額又は自ら提供した現物出資を回収することができる。発起人は、上記義務の履行、及び必要がある場合には、損害賠償につき、連帯して責任を負う。更に、発起人は、会社の設立において支出したすべての費用を負担し、また、設立の期間中に発起人が行った行為及び処分について、第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

## **第 65 条**

会社の設立を公表する商工業大臣の決定は、会社の定款及び付属定款の写しとともに、会社の費用により、官報に公示されるものとする。

取締役は上記決定の日から 15 日以内に、企業総管理局の商業登記簿に会社の登記を申請するものとする。

かかる登記は、特に下記の詳細事項を含むものとする。

- (1) 会社の商号、目的、本店及び存続期間。
- (2) 発起人の氏名、住所、職業及び国籍。
- (3) 株式の種類、価値及び数。公募により勧誘された株式の数。発起人が出資した株式の数。払い込まれた資本金の金額。株式の譲渡制限。
- (4) 損益分配の方法。
- (5) 発起人及び第三者に対して出資された、現物出資、これに付帯す

- る権利、及び特殊な便益に関する明細。
- (6) 会社の設立に対し認可を与える勅令の日付と、それを公示する官報の号数。
  - (7) 会社の設立を公表する商工業大臣の決定、それを公示する官報の号数。

取締役はまた、商業登記法の条項に従って、商業登記簿に会社を登記する義務を負うものとする。

### 第3節 株式会社の経営（第66条～第97条）

#### 第1款 取締役会（第66条～第82条）

##### 第66条

株式会社は、会社の付属定款に定める数の取締役を有する取締役会によって経営される。ただし、取締役の数は3人以上であることを要する。

通常総会は、会社の付属定款に定める任期で取締役を指名するものとする。ただし、当該任期は3年以下とするものとする。

閣議は1人の取締役が取締役として就任することができる取締役会の数を指定することができる。

会社の付属定款に別段の定めがある場合を除き、取締役を常に再任することができる。

会社の付属定款は、取締役の任期を終了させる方法を規定するものとする。ただし、通常総会は、会社の付属定款に別段の定めがあるとしても、随時、取締役の全員又は一部を解任することができるものとする。当該解任が正当な理由がなくなされた場合又は不適切な時期になされた場合、解任された取締役の会社に対する損害賠償請求権を侵害するものではない。

取締役は退任が適切な時期であることを条件に退任することができるが、当該条件に反する場合、会社に対して責任を負う。

##### 第67条

会社の付属定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の職位が空席である場合、取締役会は一時的に空席を埋める取締役を指名することができる。ただし、かかる指名は、直後の定時総会で報告されるものとする。これにより指名された取締役は、前任者の任期を全うするものとする。

取締役の数が本法又は会社の付属定款に規定する下限に満たない場合は、可能な限り早期に定時総会を招集して、所定数の取締役を任命するものとする。

## **第 68 条**

取締役は会社の株式を 1 万サウジ・リヤル以上保有するものとする。

当該株式は、当該取締役の任命の日から 30 日以内に、商工業大臣が指定する銀行のいずれかに預託されるものとする。かかる株式は当該取締役の責任を担保するために分配されるものとし、第 77 条に定めた責任訴訟の審問について定められた期間が経過するまで、又は上記訴訟が結審するまでは、譲渡することはできないものとする。

取締役がその指名日に保証株式を提供しない場合、取締役の資格は無効なものとなされる。

監査役は、本条の規定の順守を確認し、これに関していかなる違反があっても総会に対する報告書に記載するものとする。

## **第 69 条**

取締役は、通常総会で承認（毎年更新可能）された場合を除き、会社のために行われる業務又は契約に、直接的又は間接的な利害関係を一切持つてはならず、当該取締役が最高値を付けた場合、一般入札を経てなされる業務はこの限りでない。

取締役は、会社のために行われる業務又は契約に個人的な利害関係を持つ場合、取締役会にその旨報告するものとする。かかる通知は議事録に記録される。かかる利害関係を有する取締役は、かかる決議の投票に参加することはできない。

取締役会会長は、通常総会に対し、取締役が個人的な利害関係を持つ業務又は契約を報告するものとする。監査役による特別報告は上記報告とともになされるものとする。

## **第 70 条**

取締役は、通常総会で承認（毎年更新可能）されない限り、会社と競合するいかなる業務にも参加してはならず、また、会社の業務部門における取引を行ってはならないものとする。かかる承認を得ずに行った場合、会社は損害賠償請求権を有し、又は取締役のためになされた取引を会社のために行われたものとなす権利を有するものとする。

## **第 71 条**

株式会社は、取締役に対し、いかなる種類の金銭の貸付けを提案することも、取締役が第三者との間で締結した金銭消費貸借契約（銀行その他の信販会社が融資する場合を除く）の保証もしてはならない。また、会社の目的の範囲

内で、かつ、会社が一般の顧客との間における取引において従う条件に従って、取締役に対し貸付けを行い、若しくはクレジットの開設を行い、又は取締役が第三者との間で締結した金銭消費貸借契約の保証を行うことができる。

本条の規定に反するいかなる契約も無効とする。

## **第72条**

取締役は、その経営職務上知り得た会社の秘密を、総会以外において株主に對し、又は第三者に対して、開示してはならない。これに違反する場合、違反した者の解任及び損害賠償責任を追及することを要する。

## **第73条**

総会の権限を考慮すると、取締役会は会社経営における最も広範な権限を有するものとする。取締役会は、その権限の範囲内において、特定又は複数の職務をなすように1人以上の取締役に権限を委譲することができる。

取締役会は、3年を超える期間の金銭消費貸借契約を締結すること、会社の不動産を売却すること、若しくはこれに抵当権を設定すること、会社の店舗を売却すること、若しくはこれに抵当権を設定すること、又は会社の債務者の義務を免除することはできない。ただし、当該行為が会社の付属定款において、かつ、当該定款に規定された条件に従って承認される場合はこの限りでない。

会社の付属定款がそのような条項を規定していない場合、取締役会は通常総会において承認されない限り、上記処分を行ってはならない。ただし、当該処分がその性質上会社の目的に含まれる場合はこの限りでない。

## **第74条**

会社の付属定款は、取締役への報酬の支払手続を規定するものとする。かかる報酬は、所定の給与、会議参加に対する所定の手当、物的な便益又は所定利率の利益とすることができ、2つ以上の当該利益を組み合わせることも認められるものとする。

ただし、当該報酬が会社の利益の所定利率とする場合、当該利率は費用、欠損、総会により定められた準備金を控除した後の純利益の10%を超えないものとする。本法又は会社の付属定款の規定を適用する際には、会社の資本金の5%以上の利益を株主に対し分配した後とするものとし、これに反してなされる報酬は無効とする。

総会に対する取締役会の報告は、前事業年度中に取締役が取得したあらゆるもの、報酬、利益の分配、参加手当、費用、その他の便益に関する包括的な報告を含むものとする。加えて、かかる報告は、取締役が役員又は管理者としての資格で受けたあらゆるもの、又は専門的若しくは経営的な仕事若しくはコン



サルティング業務の対価として受けたあらゆるものに関する報告を含むものとする。

#### **第75条**

会社は、取締役会がその権能において行ったすべての行為に拘束されるものとする。また、会社は、取締役が会社経営上行った不法行為に起因する損害に対して責任を負うものとする。

#### **第76条**

取締役は、会社業務の処理の誤り又は本法の規定若しくは会社の付属定款の条項に対する違反から生じる損害に対して、会社、株主又は第三者に対し損害賠償責任を連帯して負う。これに反するいかなる条項も無効とする。

不正行為が取締役全員の決定から生ずる場合、その責任は取締役全員に帰するが、多数決によりなされた決定に関する場合、反対した取締役がその反対した旨を議事録に明確に記録する場合、その反対した取締役は責任を負わないものとする。

その決定を行った会議に欠席したことは、責任を免除する理由とはならない。ただし、欠席した取締役がその決定について報告されないか、又はその報告をされた後でこれに反対することが不可能であることが証明される場合はこの限りでない。

#### **第77条**

会社は、株主全体への損害をもたらす不正行為を理由に取締役に対して責任訴訟を提起することができる。通常総会は、かかる訴訟を提起することを決議するものとし、会社に代わりかかる訴訟を提起する者を指名する。

更に、企業破産を宣告する判決が下される場合、上記訴訟の提起は破産管財人の権限とするものとする。会社が終了する場合は、清算人は、通常総会の承諾を得た後、当該訴訟を遂行するものとする。

#### **第78条**

各株主は、取締役により行われた不正行為が株主に対し特別な損害をもたらす場合、取締役に対し、会社が指示する責任訴訟を提起する権利を有するものとする。更に、当該株主は、かかる訴訟を提起する会社の権利が存続していない限り、上記訴訟を提起することができない。当該株主は当該訴訟を提起する意思を会社に対し通知する義務を負うものとする。当該株主が上記訴訟を提起した場合、株主を勝訴とする判決は当該株主が被った損害の割合でなされるものとする。

## **第 79 条**

会社の付属定款の規定に従い、取締役会は取締役の中から議長及び代表取締役を指名するものとする。一方で、1 人の取締役はいずれの職位も兼職することができる。会社の付属定款は、議長及び代表取締役の権限、取締役に対して付与される報酬に加えて、議長及び代表取締役のそれぞれが受領する特別報酬を規定するものとする。会社の付属定款がかかる規定を欠く場合、取締役会は権限の分配及び特別報酬の詳細を定めるものとする。

取締役会は取締役又は第三者の中から書記を指名し、会社の付属定款に定める条項がない場合、その権限と報酬を定めるものとする。

議長、代表取締役及び取締役である書記の任期は、取締役会における各取締役の任期を超えないものとする。

代表取締役、書記及び取締役の再任は、会社の付属定款に別段の定めがある場合を除き、常に許されるものとする。取締役会の議長に関して、その職位は 1 度だけ更新することができる。

取締役会は、随時、取締役の全員又は一部を解任する権利を有するものとする。ただし、当該解任が受諾可能で正当な理由がなくなされた場合又は不適切な時期になされた場合、取締役の損害賠償請求権を侵害するものではない。

## **第 80 条**

取締役会は、会社の付属定款に規定する条件に従って、議長の招集により開催する。ただし、会社の付属定款の規定にかかわらず、取締役会の議長は、2 人の取締役が求める場合は、随時、会議を招集する義務を負うものとする。

取締役会は、会社の付属定款がより高い率又は数を規定していない限り、取締役の数の半数以上が出席し、かつ、当該出席者が 3 人以上でない限り、有効なものとはならない。

取締役は、会社の付属定款に規定がない限り、他の取締役を代理人として取締役会に出席することはできない。

取締役会の決議は、自ら又は代理により出席している取締役の過半数の見解により採択されるものとする。見解が同数で対立する場合、会社の付属定款に別段の定めがある場合を除き、議長により支持された見解が採択されるものとする。

## **第 81 条 (取締役会の決定)**

取締役会は、各取締役に個別に諮ることによって決議することができる。ただし、取締役のいずれかが当該決議を審議するための会議を招集することを書面により求めた場合はその限りでなく、当該決定は、直後の会議に提出しな

ればならない。

## **第 82 条 (取締役会議事録)**

取締役会の討議及び決議は、取締役会の議長及び書記が署名する議事録に記録され、当該議事録は、取締役会の議長及び書記が署名する特別登録簿に記録されなければならない。

## **第 2 款 株主総会 (第 83 条～第 97 条)**

### **第 83 条**

会社の付属定款には、通常総会に出席する資格のある株主を明示するものとする。ただし、会社の付属定款に別段の定めがあるときであっても、20 株を保有する株主は株主総会に出席できるものとする。

株主は、書面により、取締役以外の他の株主に通常総会への出席を委託することができる。

商工業大臣は、1 人以上の代理人を、通常総会にオブザーバーとして出席させることができる。

### **第 84 条**

臨時総会の管轄内で審議されるべき事項を除き、通常総会は会社にかかわるすべての事項について権限を有するものとし、通常総会は毎年 1 回以上、会社の会計年度が終了した後の 6 か月の間に開催されるものとする。

その他の通常総会は、必要なときに、随時、開催することができる。

### **第 85 条**

下記の事項を除き臨時総会は付属定款の変更を行う権限を有する。

- (1) 本法又は会社の付属定款に基づき、会社の株主であることを理由として与えられた基本的な権利を株主からはく奪する変更。なお、当該権利は、第 107 条及び第 108 条に定められている。
- (2) 株主の財政的な負担を増やす変更。
- (3) 会社の目的の変更。
- (4) サウジアラビア内に設立された会社の本店の外国への移転。
- (5) 会社の国籍の変更。

上記に反するいかなる条項も無効とする。

臨時総会は、その付与された権限に加えて、本来は通常総会の権能に属する

事項に関する決議を、通常総会と同様の条件及び状況の下で採択することができる。

#### **第 86 条**

通常総会の決議が、特定の種類の株主の権利の変更に関するものである場合、臨時総会に関する規定に従って、特別集会において、議決権を有する関係する株主によって承認された場合にのみ有効とする。

#### **第 87 条**

通常総会又は特別集会は、会社の付属定款の定めに従って、取締役会による招集に基づき開催されるものとする。

監査役、又は資本金の 5%以上に相当する株式を有する株主の要求がある場合には、取締役会は通常総会を招集しなければならない。

通常総会を開催するように定められた日から 1 か月以内に通常総会が招集されなかった場合、資本金の 2%以上に相当する株式を有する株主の求めに基づき、又は商工業大臣の決定に従って、企業総管理局は株主総会を招集しなければならない。

#### **第 88 条**

通常総会の招集通知は、開催日の 25 日前までに、官報及び日刊新聞で公告され、会社の本店が所在する地域で配布されなければならない。

ただし、すべての株式が登録されている場合は、上記の期限内に書留郵便（レジスタード・レター）で招集通知を送付すれば足りるものとする。招集通知には通常総会の議題が含まれるものとし、公告期間内に、招集通知の写し及び議題の写し各 1 部を商業省の企業総管理局に送付するものとする。

#### **第 89 条**

定時総会の招集の 60 日以上前に、取締役会は、各会計年度の会社の貸借対照表、事業報告、損益計算書、財務状況及び純利益の配当方法の提案を作成する。取締役会の議長は上記の書類に署名をするものとし、当該書類の写しは、定時総会の開催予定日の 25 日前までに、株主が使用できるように会社の本店に備え置かれなければならない。取締役会の議長は、貸借対照表、損益計算書、取締役会の報告の包括的な要約及び監査役の報告の全文を公告し、当該書類を会社の本店で配布し、その各文書の写しを定時総会の開催予定日の 25 日前までに、企業総管理局に送付しなければならない。

## **第 90 条**

会社の付属定款に別段の定めがあるときを除き、通常総会又は特別集会の開催予定日に通常総会又は特別集会への出席を希望する株主は、通常総会又は特別集会の開催日までに、会社の本店に自己の氏名を登録しなければならない。

通常総会又は特別集会が招集されると、出席株主又は代理人の氏名、住所、保有株式数、直接出席又は代理出席の別、及び割り当てられた議決権を示す出席者名簿を作成しなければならない。利害関係のある者は誰でも当該名簿を閲覧することができる。

## **第 91 条**

会社の付属定款において、より高い割合の定めがなければ、会社の資本金の半分以上に相当する株式を保有する株主が通常総会に出席していない限り、通常総会の開催は有効とはならないものとする。最初の通常総会で定足数に足りない場合には、前の通常総会から 30 日以内に 2 回目の通常総会開催の招集を行わなければならない。当該招集通知は第 88 条に準じて公告しなければならない。2 回目の通常総会は、出席した株主の保有株式数にかかわらず有効とみなされる。

会社の付属定款において、より高い割合の定めがあるときを除き、通常総会の決議は出席した株主の株式数の絶対多数によって採択されるものとする。

## **第 92 条**

会社の付属定款において、より高い割合の定めがない場合には、会社の資本金の半分以上に相当する株式を保有する株主が出席していない限り、臨時総会は有効とならないものとする。最初の臨時総会に当該定足数を満たす株主が出席しない場合は、第 91 条の定めに基づいて、2 回目の臨時総会開催の招集を行わなければならない。資本金の 4 分の 1 以上に相当する株式数を保有する株主の出席により、2 回目の株主総会は有効とみなされる。

臨時総会の決議は、出席した株主の株式数の 3 分の 2 以上の多数で採択される。ただし、決議が資本金の増加若しくは減少、付属定款で定める解散日以前における会社の存続期間の延長又は会社による他の会社若しくは法人との合併に関するものである場合には、臨時総会に出席した株主の株式数の 4 分の 3 以上の多数で採択されるものとする。

臨時総会の決議が会社の付属定款の変更を含む場合には、取締役会は、第 65 条の規定に従って、その決議を公告しなければならない。

## **第 93 条**

会社の付属定款には株主総会における決議の方法を定めなければならない。

ただし、取締役の運営責任の免除に関する決議には、当該取締役は参加できない。

#### **第94条**

すべての株主は、通常総会の議題に関する問題について議論し、取締役及び監査役に質問をする権利を有する。当該権利を株主からはく奪するいかなる会社の付属定款の規定も無効とする。会社の利益を損なわない範囲で、当該質問に対して、取締役及び監査役は回答しなければならない。当該回答に株主が満足しない場合は、当該株主は、当該問題を決議の効力が生ずることとなる通常総会における決議に付すことができる。

#### **第95条**

議事録には、出席株主又は代理人の氏名、出席株主の保有株式数、直接出席又は代理出席の別、割り当てられた議決権の数、採択された決議、賛成票及び反対票の数、並びに株主総会の議論の包括的な要約が記載されなければならない。

議事録は各株主総会の後に、特別登録簿に記録され、議長、書記及び投票集計担当者が署名をする。

#### **第96条**

株式の引受け、又は株式の保有は、その株主が株主総会に出席したか欠席したか、また決議に同意したか反対したかにかかわらず、株主による会社の定款の承諾、並びに法令及び付属定款の規定に従った株主総会の決議による拘束を意味する。

#### **第97条**

善意の第三者の権利を害することなく、株主総会で採択された本法又は会社の付属定款の規定に反するいかなる決議も無効とする。企業総管理局及び決議に対して反対していた旨を株主総会の議事録に記載されている株主、又は許容される理由に基づき株主総会を欠席した株主は、決議の無効を求めることができる。決議の無効の判決により、決議は、すべての株主について無効となるものとする。当該決議の日付から1年以上経過した後は、無効の訴えを提起することができない。

## 第4節 株式会社が発行する株式（第98条～第122条）

### 第1款 株式（第98条～第111条）

#### 第98条

株式会社の株式は、会社との関係において、分割できない。1株を複数の人が保有する場合は、そのうちの1人が当該株式に与えられた権利を行使するものとし、当該共同保有者は、連帯して株式の保有から生じる責任を負うものとする。

株式は額面価格未満で発行してはならない。ただし、会社の付属定款で規定され又は通常総会で承認された場合には、額面価格よりも高い価額で発行することができる。後者の場合、本法に定める限度額に達したとしても、当該差額は、法定準備金に追加されるものとする。

前項は、株式発行前に株主に交付される暫定証明書に準用される。

#### 第99条

会社の株式は現金又は現物の出資によることができる。株式の種類は、券面に明記されるものとする。

株式は、登録株式又は無記名式株式とすることができ、株式価格の全額が支払われるまでは、登録株式のままとする。

株券には、支払われた価格が記載されるものとし、株券が交付されるまで、暫定証明書は、登録株式のままとする。

#### 第100条

発起人が引き受けた現金株式、現物株式及び設立時発行株式は、会社設立の日から2会計年度（各会計年度は12か月以上）の貸借対照表及び損益計算書が公告されるまでは譲渡することはできない。各会計年度は、会社の設立日から12か月を下回ることはできず、株券には、株式の種類、会社の設立日及び株式の譲渡禁止期間が記載される。

ただし、当該禁止期間中に権利の売却に関する規定に従った、発起人間における譲渡、若しくは自己の運營業務の保証としての取締役への譲渡、又は発起人が死亡した場合の発起人の相続者から第三者への譲渡は許容される。

本条項は、当該禁止期間が経過する前において増資される場合、発起人がいずれの様式を引き受けた場合であっても、適用される。

#### 第101条

会社の付属定款は、株式の譲渡を禁止しないことを前提に、株式の譲渡を制

限することができる。

### **第 102 条**

登録株式は、会社が作成した、株主の氏名、国籍、住所及び職業、株式の番号及び支払われた金額が記載された株主名簿への登録によって、譲渡される。当該登録は、株式に副署されるものとする。登録株式の所有権の譲渡は、上記の登録簿に記載された日から、会社と第三者に対して効力を有するものとする。無記名式株式は、交付のみにより行うことができる。

### **第 103 条**

株式の権利及び義務は、将来に向けて、平等であるものとする。

ただし、会社の付属定款に禁止規定がない場合には、優先株を発行し、又は優先株に転換する決議を通常総会で採択することができる。

優先株はそれを保有する者に、特定の利益を受ける権利若しくは会社の清算時に支払った資本金の受領における優先権、又は上記の両方の優先権その他の特権を与えることができる。ただし、複数の議決権を与える株式を発行することは許されない。

優先株が存在する場合、優先株より優先される新株の発行は、当該株式の発行によって重大な影響を受ける優先株の保有者によって第 86 条に従って構成される特別集会において承認された場合を除き、発行できない。更に、会社の付属定款に別途定められている場合、又はすべての種類の株主で構成される通常総会の承認が得られた場合を除き、会社の定款において定められた優先株に関する優先権を変更又は廃止する場合においても、当該条項は適用される。

### **第 104 条**

会社が徐々に消滅していく形態である場合又は暫定的な権利に基づくものである場合、会社の存続中における株式の償還を会社の付属定款に規定することができる。

株式の償還は、処分可能な利益又は資金により行われ、每期において抽選を行うことにより又はその他の株主の平等を実現する手段によって、連続して行われるものとする。償還は、自社の株式を購入する会社が行うことができる。当該購入価格は額面価格以下とする。会社は、当該方法で取得した株式を無効とすることができる。

会社の付属定款において、抽選によって償還された株式の保有者に利益株を付与する規定を定めることができ、会社の付属定款には、その保有者に与えられる権利を定めるものとする。

ただし、利益株より優先して非償還株に、年間の純利益を割り当てるものと



する。会社が終了する場合、非償還株の所有者は保有株の額面価格に相当するものを会社の資産から取得する優先権を有するものとする。

#### **第105条**

会社は以下の場合を除き、自社の株式を購入することはできない。

- (1) 購入の目的が、前条に定めるところに従って株式を償還することである場合。
- (2) 購入の目的が資本金の減額である場合。
- (3) その株式が、会社が購入した資産の一部に属するものである場合。

取締役の責任の保証として提供された株式を除き、会社は自己株式を担保に供してはならない。自己株式については、株主総会の討議への議決権を有さない。

#### **第106条**

会社の付属定款には、会社の設立の日から5年を超えない期間にわたって、資本金の5%を超えない一定額を株主に分配することを定めることができる。上記の金額を支払える純利益が存在しない場合、株主が受け取った金額のすべてが何でも設立の費用とみなされて、会社の付属定款に定める方法に従って当初の利益から控除される。

#### **第107条**

株主は、会社の定款の条項に従って、通常総会又は特別集会においてその議決権を行使する。株主総会に出席する権利を有するすべての株主は、1票以上の議決権を有する。複数の株を保有する1人の株主に与えられる最大票数を会社の定款に定めることができる。

#### **第108条**

株主は、株式に関するすべての権利、特に、配分に供される利益の配当を受ける権利、清算に際して会社の資産の分配を受ける権利、株主総会に出席する権利、討議に参加して決議に投票する権利、株式を処分する権利、会社の帳簿類及び文書の閲覧を要求する権利、取締役会の職務を監視する権利、取締役に対して責任訴訟手続を提起する権利、株主総会の決議について無効を主張する権利を有する。当該権利は、本法又は会社の付属定款で規定する条件及び制限に従う。

## **第 109 条**

会社の運営における取締役又は監査役の行為が疑わしい場合には、資本金の5%以上に相当する株式を有する株主は、商事仲裁委員会に、会社の検査命令を出すことを求めることができる。上記委員会は取締役及び監査役の行為につき会社の事情について、疑いのある事項が明らかになった場合、請求者の費用負担において会社の運営につき、検査を実施することを命令することができる。これらは、特別な委員会において、取締役及び監査役の主張を聴取した後になされる。

同委員会は必要であれば訴願人に保証の供与を求めることができる。仮に、請求者が正当であることが確認された場合、同委員会は予防的な措置を講ずるように命令することができ、また必要な決議を採択するために通常総会を招集する。緊急の必要がある場合、同委員会は、取締役及び監査役を解任して暫定のマネージャーを任命し、その権限及び任期を定めることができる。

## **第 110 条**

株主は所定の日株式の価格を払い込む義務を負う。株式の継続的保有者は、連帯して、株式の価格を払う責任を負う。最後の保有者を除く各株主は、株式の処分が株式名簿に記入された日から1年経過後に、上記の責任を免除される。

株主が満期日に上記の金額を支払わない場合、取締役会は、当該株主に対して書留郵便（レジスタード・レター）により警告した後に、当該株式を競売することができる。ただし、当該株主は、支払うべきであった金額に会社に生じた費用を加えたものを、競売予定日までに支払うことができる。会社は売却益から、すべての支払うべきであった金額を差し引き、その残額を株主に支払う。

売却益が支払うべきであった金額に満たない場合は、会社は当該不足分を株主の全資産から回収することができる。会社は売却された株式を消却して、消却された株式と同じ番号を付した新しい株式を当該購入者に発行し、当該株式について、株主名簿に記録する。

## **第 111 条**

会社は、会社の定款に別途定めがある場合であっても、株式の発行に際して株主が支払う義務を負った金額以上の金額を支払うよう株主に要求することはできない。

株主は、会社の資本金のうちの自己の持分を取り戻すことを要求することはできない。

会社は、株式の金額の残額を支払う責任から株主を免除することはできず、また、当該責任を会社における株主のいかなる権利で相殺することもできない。

## **第 2 款 設立時発行株式 (第 112 条～第 115 条)**

### **第 112 条**

会社の付属定款の規定に基づき、会社は、会社設立時に、特許権又は公法人から保証された特権を、会社に出資したいいかなる者に対しても、設立時発行株式を発行することができる。当該株式は登録株式又は株券交付株式とし、第 100 条、第 101 条及び第 102 条に定めるところに従って、譲渡される。

当該株式は、第 98 条に定める意味において、分割不可能である。

### **第 113 条**

設立時発行株式は、株式資本に含まれない。当該株式の保有者は、会社の運営、会計の準備、及び株主総会に出席しない。当該株式は、本法又は会社の付属定款に従った株主の決定に従うものとする。当該決議には、償還及び種類、金額、会社の期間の延長、又は期限前の解散に関する決議、増資、減資、株式の償還、会社の株式の購入、利益について優先権を有する株式の発行に関する決議も含まれる。

ただし、株主の決定が、設立時発行株式に対して定められた権利の改定又は消滅に関するものである場合には、特別集会に関する規定に従って、当該株主によって開催される株主総会で承認されない限り、当該決議は無効とする。

設立時発行株式の保有者は、本法又は会社の付属定款の規定に反して採択された株主総会又は特別集会の決議の無効について、第 97 条の規定に従って訴えの提起をすることができる。

### **第 114 条**

前条に定めるところに従い、設立時発行株式を発行することを決定した会社の付属定款又は通常総会決議には、当該株式に付与される権利を定めるものとする。支払われた資本の 5%以上を株主に配分した後に、純利益の 10%を超えない額を設立時発行株式に与えることができる。設立時発行株式には、清算時において、会社の債務を支払った後に残る会社資産の剰余金から上記の割合を回収する優先権が与えられる。

### **第 115 条**

通常総会において、設立時発行株式の発行日から 10 年後に、公正な補償の

支払による設立時発行株式の消却の決議を採択することができる。

会社は、随時、市場価格又は第 86 条に従って開催された特別集会に出席した設立時発行株式の保有者が同意した価格で、設立時発行株式を会社の純利益で購入することができる。

### **第 3 款 社 債 (第 116 条～第 122 条)**

#### **第 116 条**

株式会社は、約定した借入金について、同額の譲渡可能で分割不能な社債を発行することができる。

社債は登録社債又は無記名式社債とすることができる。社債は、そのすべての金額が支払われるまでは、登録社債のままとする。

ある一つの借入れに対して発行される社債は、すべて同じ権利を有するものとし、これに反するいかなる条件も無効とする。

#### **第 117 条**

社債は下記の条件のみに従って発行することができる。

- (1) 当該発行が会社の付属定款で認められていること。
- (2) 通常総会で発行を認める決議が採択されたこと。
- (3) 会社の資本金が全額払い込まれたこと。
- (4) 社債の金額が払い込まれた資本金の金額を超えないこと。

最初に発行された社債の全額を引受人が支払済みでなければ、新しい社債を発行することは許されない。ただし、新しい社債の金額（それに加えて最初に発行された社債の収支で会社に払うべきもの）は、払い込まれた資本金の金額を超えてはならない。

前項の規定は、不動産信託会社、農業信託銀行及び認可された会社には適用されない。

#### **第 118 条**

通常総会において、借入金の金額と条件を指定する権限を取締役会に与えることができる。社債の発行に関する通常総会の決議は、それが商業登記簿に記載され、官報に公告された場合にのみ実行することができるものとする。

## **第 119 条**

社債の一般公募が行われた場合、払込みは商工業大臣が指定する銀行を通じて行われるものとする。

引受けの一般公募は、取締役が署名して特に下記の事項を記載した目論見書によって行われるものとする。

- (1) 社債の発行を決めた株主総会決議及びその公示日。
- (2) 発行される社債の数及び金額。
- (3) 出資の開始日及び締切日。
- (4) 社債の満期日、決済の条件及び保証。
- (5) 以前に発行された社債の金額、保証及び新しい社債の発行時点で未払の社債の金額。
- (6) 会社の資本金及び払い込まれた金額。
- (7) 会社の本店、設立日及び存続期間。
- (8) 現物株式の金額。
- (9) 最新の貸借対照表の要約。

引受けに関する目論見書は、引受予定日の 5 日以上前に、会社の本店が所在する地域で配布される日刊新聞に公告されなければならない。

引受けに関する文書、社債券、広告及び発行手続に関する案内には、目論見書に述べられたすべての事項と、公告を行った新聞を示すものとする。

## **第 120 条**

取締役は引受けの締切日から 30 日以内に、引き受けられた社債の数、金額及び払い込まれるものを示す文書を企業総管理局に提出する。上記文書には、引受人の氏名、各人が引き受けた社債の数を記載した一覧表を添付する。

## **第 121 条**

第 116 条、第 117 条及び第 119 条に違反した場合、社債の発行は無効となり、会社は、無効となった社債の金額に加えて、社債権者が被った損害の補償額を、社債権者に支払う義務を負う。

## **第 122 条**

株主総会の決議は社債権者に適用される。ただし、社債権者に与えられた権利は、第 86 条に従って社債権者が開催する特別集会の承認を得なければ、上記株主総会によって変更することができない。第 110 条の規定は、社債の金額が支払われない場合に適用される。

## 第5節 株式会社の財務（第123条～第133条）

### 第1款 会社の経理（第123条～第128条）

#### 第123条

各会計年度末に、取締役会は、会社の資産及び負債の調査をし、貸借対照表、損益計算書及び当該会計年度中の事業報告書及び財務状況を示す報告書を作成する。当該報告には、純利益を分配する方法に関する提案が含まれるものとする。取締役会は、株主総会の開催予定日の55日以上前に、上記の各書類を監査役に供するものとする。

#### 第124条

貸借対照表及び損益計算書の分類は、前期に使用したものを踏襲するものとし、資産及び負債を評価する基礎も一定のものとする。ただし、監査役の提案により、株主総会において、当該分類及び評価の基礎を改正する決議が採択された場合はこの限りでない。

#### 第125条

取締役会は毎年、純利益の10%を「法定準備金」と呼ばれる準備金として留保する。当該準備金が資本金の半額に達した場合は、通常総会でかかる留保を中断することができる。

毎年純利益の定率を、会社の付属定款に定める目的のために配分される「任意準備金」と呼ばれる準備金として留保することを、会社の付属定款に定めることができる。

純利益の株主配当金への割当てを決定する際、会社の継続的な発展の実現のため、又は可能な限り株主に固定した利益を割り当てるための他の準備金を留保する決議を、通常総会で採択することができる。

上記株主総会では、会社の社員及び労働者のための社会的組織を設立し、又は既存の団体を援助するための留保を純利益から控除することができる。

会社の出資並びに社員の給与及び労働者の賃金からの控除による出資等を受ける団体が存在する場合、社員及び労働者は、その雇用契約の終了時に、社会保障法に定められた便益から喪失した範囲で控除されたものを回収することができる。

#### 第126条

法定準備金は、会社の損失を補てんし、又は資本金を増額するために使用さ

れる。当該準備金の金額が資本金の半額を超過した場合、会社の付属定款に定められた金額を株主に分配するだけの純利益を会社の実現できなかった年に超過分を株主に分配することを、通常総会で決議することができる。

「任意準備金」は、臨時総会での決議によってのみ使用することができる。仮に、当該準備金が特定の目的に割り当てられていない場合は、取締役の提案により、当該準備金を会社によって利益となる何らかの目的に使用する決議を、通常総会で採択することができる。

## **第 127 条**

会社の付属定款には、法定準備金及び任意準備金を留保した後に、純利益の所定の割合を株主に分配することを定めるものとする。ただし、当該割合は資本金の 5%以上とする。

株主は、通常総会で配当を割り当てる決議の採択により、利益配当を受けることができる。

## **第 128 条**

貸借対照表、損益計算書、取締役会報告及び監査報告が承認された日から 30 日以内に、取締役は上記の各文書の写しを商業登記所に提出する。

## **第 2 款 監 査 役 (第 129 条～第 133 条)**

### **第 129 条**

株主は、会社の付属定款に定める規定に従って、会社の経理に対する監視を行い、以下の各条項を順守する。

### **第 130 条**

定時総会では、サウジアラビア内で業務を行う権限を与えられた会計検査人の中から、1 人以上の監査役を任命する。当該株主総会では監査役の報酬及び任期を決定する。当該株主総会は監査役を再任することができ、また、交代が不適切な時期になされた場合、又は正当な理由がなくなされた場合の監査役による補償請求権を侵害しない限り、随時、監査役を他の者に代えることができる。

監査役は、自己の職務を増やし、会社の設立に参加し、取締役の地位につき、又は技術的若しくは運営的業務を会社内で果たすことは、顧問的な立場であってもできない。不公平を否定するため、監査役は、会社の発起人若しくは取締役の出資者若しくは被雇用者、又はそれらの公的若しくは 4 親等までの親族であってはならない。

本項<sup>3</sup>に違反するいかなる行為も無効とし、違反者は会社から受け取ったすべてのものを財政国家経済省に返還する義務を負うものとする。

### **第 131 条**

監査役は、随時、会社の帳簿、記録その他の書類を検査することができ、必要と認められるときは、詳細情報又は説明を求めることができ、また会社の資産と負債を検査することができる。取締役会の議長は、前項に定めた任務を監査役が遂行できるように手配する。監査役が当該業務遂行につき何らかの困難に直面した場合、議長はその事実を取締役会に提出する報告書に記載する。取締役会が監査役の職務に協力しない場合は、監査役は通常総会を招集してその問題を検討させる。

### **第 132 条**

監査役は定時総会に報告書を提出し、監査役が求めた詳細情報及び説明を監査役に提供する際の会社経営陣の態度、本法又は会社の定款の規定の違反、会計と事実の整合性に関する監査役の意見を述べるものとする。

監査役の報告は、通常総会において朗読されるものとする。当該通常総会において、監査役の報告を聞かずに取締役会の報告を承認する決議が採択された場合、当該決議は無効とする。

### **第 133 条**

監査役は、自分の職務の遂行により知った会社の秘密を、通常総会以外の場合で株主に、又は第三者に開示してはならない。この条項に対して違反した場合、当該監査役は、損害の補償責任を負うとともに、監査役を解任される。

監査役は、その職務の遂行中に犯した過失について、会社、株主及び第三者が被った損害を補償する責任を負う。複数の監査役が過失を犯した場合は、当該監査役が、連帯して責任を負うものとする。

---

<sup>3</sup> 訳者注：本仮訳作成に当たっては、対象となる会社法の英文翻訳版に沿った訳出をしている。ただし、本箇所において記述されている参照先の内容に鑑みると、同法第 130 条第 2 項を参照先とすることが適切であると推察される。なお、上記の推察については、その正確性が担保されていない可能性があるため、あらかじめご了承ください。



## 第6節 会社の資本金の変更（第134条～第146条）

### 第1款 増 資（第134条～第141条）

#### 第134条

当初の資本金が全額払い込まれていることを条件として、臨時総会において、会社の資本金を増額する決議を、1回又はそれ以上決議することができる。

#### 第135条

増資は以下のいずれかの方法で行うことができる。

- (1) 株式の金額につき現金で払い込まれる新株の発行。
- (2) 現物出資相当額の新株の発行。
- (3) 会社が返済すべき満期が到来した負債の一定金額相当額の新株の発行。
- (4) 臨時総会の決議によって資本金への組込みが決定した剰余金相当額の新株の発行又は剰余金相当額の発行済み株式の額面の増額。
- (5) 設立時発行株式又は譲渡可能な社債相当額の新株の発行。

#### 第136条

株主は新株に対して現金の出資をもって引き受ける優先権を有する。ただし、当該権利の放棄又は制限が会社の定款に定められている場合は、この限りでない。商工業大臣の提案により財政国家経済大臣が合意した後に、閣議は、下記の会社に関しては上記の優先権を無効とし又は制限することができる。

- (a) 特権会社
- (b) 公益会社
- (c) 国家から一定割合の利益を保証している会社
- (d) 政府の補助金を受けている会社
- (e) 国家が参加している会社
- (f) 銀行業務を行っている会社

本項の規定は、その施行前に設立された会社にも適用される。

本条は、勅令によって制定された特別の命令に従って業務を行う石油会社及び鉱物会社には適用されない。

株主には、引受けに関する株主の優先権、増資の決議及び出資の条件につい

て、日刊新聞での公告によって通知が行われるものとする。会社の全株式が登録されている場合は、かかる文書を書留郵便で株主に送付することで足りる。

すべての株主は、公告の日又は前項で規定する通知がなされた日から 15 日以内に、優先権を行使する意思を書面により表明するものとする。

上記の株式は、引受けを申し出た元の株主に、それぞれが保有する元の株式の数に応じて割り当てられるが、これらの株主に割り当てられる株数は公募に申し込んだ新株の数を超えないものとする。当該引受けは、設立下の会社の資本における引受けに関する規定に従う。

新株の一般公募を行う場合、特に下記の事項からなる公募の目論見書に取締役会の議長及び監査役が署名する。

- (1) 増資を決めた臨時総会の決議とその日付。
- (2) 新株発行時の会社の資本金、提案された増資額、新株の数及びプレミアム（該当する場合）。
- (3) 現物株式の指定。
- (4) 増資決定の前の 2 年間に会社が分配した利益の平均金額の明細。

### **第 137 条**

増資の際に発行された現物株式は、会社設立時にかかる株式に適用されたものと同じ規定に従うものとし、設立総会の代わりに通常総会が用いられる。

### **第 138 条**

会社の一定額の満期となった債務に対応して新規現金株を発行する場合、取締役会及び監査役は当該債務の発生原因と金額を示す明細を作成し、取締役及び監査役が署名をして、かつ、その真正を証明する。

### **第 139 条**

増資が準備金の剰余を資本金に組み込むことによって行われる場合、新株は譲渡可能な株式と同じ形式及び地位で発行されるものとする。当該株式は、株主それぞれが保有する元の株式の数に応じて株主に任意で割り当てられる。

上記の準備金の剰余が、設立時発行株式の配当から控除した利益を含む場合は、上記準備金の剰余を資本金に組み込むことについての承認と、新株に対するかかる株主の権利を定める決議を行うために、第 86 条の規定に従って、設立時発行株式の株主について特別集会を招集することが必要となる。かかる同意が得られなければ、増資は他の株主に属する準備金の剰余部分に限定される。

## **第 140 条**

第 100 条に定めた期限満了後を除いて、設立時発行株式を株式に転換することによって増資することはできない。ただし、当該株式の保有者が第 86 条の規定に従って当該転換に同意した場合は、この限りでない。

消却された設立時発行株式に代わる株式は、その発行の日から譲渡可能とする。

## **第 141 条**

社債の株式への転換は、社債発行の条件として、転換が規定されていない限り行うことはできない。ただし、この場合、社債権者は、その選択により、転換又は社債の額面額の受領のいずれかを決定することができる。

## **第 2 款 減 資 (第 142 条～第 146 条)**

### **第 142 条**

資本金が必要額を超過するか、又は会社に損失が生じた場合は、臨時総会で減資を決議することができる。会社に損失が生じた場合に限り、第 49 条に定める最小限度未満に資本金を減額することができる。

減資の決議は、減資を必要とする理由、会社の義務及び当該減資が当該義務に及ぼす影響に関する監査役の報告が朗読された後でなければなすことができない。

### **第 143 条**

資本金の必要額超過を理由として減資がなされる場合は、減資の決議を会社の本店の所在する地域で配布される日刊新聞に公告した日から 60 日以内に、会社の債権者が当該減資に反対するか否かの意見を求めなければならない。仮に、上記の期限内に債権者の 1 人でも反対し、文書を提出すれば、その債務が弁済期にある場合は会社は支払をなし、又は債務の満期が将来である場合には当該支払に十分な保証を提供する。

### **第 144 条**

減資は、下記の方法のいずれかによって行われる。

- (1) 株式額面価格の一部の株主への払戻し、又は株主による株式金額の未払分の全部若しくは一部の免除。
- (2) 会社が被った損失に相当する株式の額面価格の減額。
- (3) 減額する金額に相当する数の株式の消却。

- (4) 減額する金額に相当する数の株式の購入。

#### **第 145 条**

減資が複数の株式の消却により行われる場合には、株主間の平等が順守される。消却されると決定された株式を保有する株主は、定められた期間中に株式を会社に提出する。提出されない場合、会社は当該株式が消却されたとみなすことができる。

#### **第 146 条**

減資が、会社の複数の株式を購入し、消却することによって行われる場合、株主に対して、その保有する株式の売却を求めるものとする。当該求めは、会社の本店の所在地域で配布される日刊新聞に公告して行う。会社の全株式が登録されている場合は、会社による株式の購入希望を記載した書留郵便（レジスタード・レター）を株主に送付し通知することで足りる。

売却依頼のある株式の数が会社が購入を決定した数よりも多い場合には、売却依頼を当該超過分に比例して減ずる。

株式の購入価格は、会社の付属定款の定めに従って評価されるが、会社の付属定款に当該規定が存在しない場合は、会社は公正な価格を支払うものとする。

### **第 7 節 株式会社の消滅（第 147 条～第 148 条）**

#### **第 147 条**

株式会社がその全株式の 1 人の株主への移転により消滅する場合、当該株主は会社資産の限度内で会社の全負債につき責任を負うものとする。

株主の数が第 48 条に定める最小限度を下回った日から 1 年を経過してもそのままである場合は、利害関係を有する者は誰でも会社の解散を申し立てることができる。

#### **第 148 条**

株式会社の損失が資本金の 4 分の 3 に達した場合、取締役は臨時総会を招集して、会社の存続又は会社の定款で定めた期限以前における解散を検討するものとする。

いずれの場合も決議は第 65 条に定める方法で公告する。取締役が臨時総会を招集せず、又は臨時総会において当該議題の決議を採択することが困難である場合は、利害関係者は誰でも会社の解散を申し立てることができる。

## 第 6 章 株式合資会社 (第 149 条～第 156 条)

### 第 149 条

株式合資会社は 2 種類の出資者で構成される。一方は、会社の債務について自己の全資産をもって責任を負う 1 人以上の無限責任出資者であり、他方は、会社の債務について資本金への出資の範囲内でのみ責任を負う 4 人以上の株主である。

### 第 150 条

株式合資会社の資本金は 100 万サウジ・リヤル以上でなければならない。会社の設立時に払い込まれる資本金の額は、当該最小限度の半分以上でなければならない。

会社の資本金は、等しい価値の分割不能で譲渡可能な株式に分割されるものとする。株式の金額は 50 サウジ・リヤル以上とする。

### 第 151 条

すべての無限責任出資者及び他の出資者は、会社の定款及び付属定款に署名をする。当該文書には、無限責任出資者の氏名、住所及び国籍、並びにマネージャーとして任命された者の氏名を記載する。

商工業大臣は、株式合資会社の付属定款の様式についての命令を発する。商工業大臣が承認した場合を除き、当該様式に反することはできない。

### 第 152 条

株式合資会社は、1 人以上の無限責任出資者によって経営される。合名会社に関する規定は、株式合資会社のマネージャーの権限、責任及び退任について効力を有する。

### 第 153 条

会社の設立時に、3 人以上の株主からなる「管理委員会」を、株主総会において選任する。無限責任出資者は、当該選任に関していかなる意見も述べてはならない。上記の株主総会は、会社の定款の定めに従って、管理委員会の委員の任命の更新又は解任を行う。

管理委員会は会社の業務を監視し、マネージャーから提起された問題及び会社の定款により上記委員会の事前許可を要する業務の処理について意見を表明する。

会社の経営において重大な違反が行われたことが明らかになった場合は、管

理委員会は株主総会を招集する。管理委員会は、各会計年度末に、会社の業務遂行に対する同委員会の監視の結果報告書を株主総会に提出する。

管理委員会の委員はマネージャーの活動に対して、また、その結果に対して責任を負わない。ただし、過失行為につき委員が知らされており、かつ、当該事実を株主総会に知らせるのを怠っていた場合はその限りでない。

#### **第 154 条**

合資会社の出資者に適用される規定は、株式合資会社の無責任出資者についても適用される。

第 37 条の規定は、株式合資会社の商号につき適用され、第 38 条の規定は、株主に適用される。

#### **第 155 条**

本章の規定に関して、株式会社に適用される規定は、下記の事項に関して株式合資会社に適用されるものとする。

- (1) 会社の設立と公示に関する規定。ただし、株式会社の設立を認可する勅令に関する第 52 条の規定を除く。
- (2) 株式並びにその権利及び義務に関する規定。
- (3) 株主総会に関する規定。ただし、株式合資会社においては、当該株主総会は、すべての無限責任出資者の同意がなければ、会社と第三者との関係に関する処分を行い又は承認せず、また会社の定款の改定を行うことはできない。
- (4) 会社の財務に関する規定。

株式会社に關する章における「取締役」という用語は、「マネージャー」という用語に置き換える。

#### **第 156 条**

無限責任出資者のいずれかが退社し若しくは死亡し、破産又は債務超過の宣告がなされた場合、株式合資会社は消滅する。ただし、会社の付屬定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

株式合資会社は、株式会社の終了事由によっても終了する。なお、第 147 条第 1 項を株式合資会社に適用する場合において、唯一の出資者が無限責任出資者であるときは、同人が会社の債務について自己の全資産をもって責任を負う。

## 第 7 章 有限責任会社 (第 157 条～第 180 条)

### 第 157 条 (有限責任会社の基本規定)

有限責任会社は、資本金に対する持分の範囲内で会社の債務に責任を負う 2 人以上の出資者によって構成される。有限責任会社の出資者の数は 50 人を超えないものとする。

### 第 158 条 (資 本)

有限責任会社の資本金は 50 万サウジ・リヤル以上とし等価値の持分に分割され、譲渡可能な証券に表章されない。

各持分は分割できない。複数の者が持分を保有する場合、複数の保有者がそのうちの 1 人をその会社に対する関係においてその持分の唯一の保有者とみなされる者として選ぶまでは、会社はその持分に付随する権利の行使を停止することができる。会社は、当該複数の保有者が当該選択をする日を設定することができる。当該選択が行われなかった場合、会社は、当該日以降、保有者のために当該持分を売却することができる。その場合、当該持分の売却は、まず出資者に申し込まれ、次に第三者に申し込まれるものとする。

有限責任会社は資本金の形成若しくは増額、又は借入れを行うために公募することはできないものとする。

### 第 159 条 (禁止行為)

有限責任会社の目的を、保険、貯蓄関連業務又は銀行業務の遂行とすることはできない。

### 第 160 条 (商 号)

有限責任会社の商号は、1 人以上の出資者の氏名で構成されるか、又は会社の目的に由来するものとすることができる。

### 第 161 条 (設立手続)

有限責任会社は全出資者が署名した契約に従って設立されるものとする。かかる契約には商工業大臣の定める事項を規定するものとし、以下の事項を含むものとする。

- (1) 会社の種類、目的及び本社。
- (2) 各出資者の氏名、住所、職業及び国籍。
- (3) 会社の契約書に氏名が出ている場合、出資者であるか否かを問わ

- ず、マネージャーの氏名。
- (4) 管理委員会を有する場合には構成員の氏名。
  - (5) 資本金の額、現金による持分及び現物出資による持分の金額並びに現物出資による持分の詳細、評価及びかかる出資をした者の氏名。
  - (6) 全資本金に対応する持分が割り当てられ、かかる持分の全額が払い込まれることに対するすべての出資者の承認。
  - (7) 利益の分配方法。
  - (8) 会社の開始日及び終了日。
  - (9) 会社が出資者に送付する通知の形態。

### **第 162 条 (資本の払込み)**

現金による持分及び現物出資による持分がすべて出資者に割り当てられ、完全に払い込まれるまでは、会社は正式に設立しないものとする。現金による持分は、商工業大臣が指定する銀行に預託するものとし、銀行は、第 164 条に定める方法に従って公示がなされたことを確認する書類が提出された後、かかる金銭をマネージャーのみに送金するものとする。現物出資による持分の正確な評価について、出資者は自分の全財産において、第三者に対し、共同で責任を負う。ただし、かかる場合、第 164 条に定める公示手続が行われた日から 3 年経過後は、責任訴訟の審問は行われないものとする。

### **第 163 条 (設立の瑕疵)**

有限責任会社が第 157 条、第 158 条、第 159 条、第 161 条及び第 162 条に反して設立された場合、会社の設立は利害を有する者に対して無効とみなされるものとするが、出資者はかかる無効を第三者に対して主張できない。

前項の規定により設立が無効となる場合、かかる無効を生じせしめた出資者は、残りの出資者及び第三者に対し、当初のマネージャーと共同して、かかる無効により生じる損害を補償する責任を負う。

### **第 164 条 (公 告)**

会社のマネージャーは会社の設立から 30 日以内に、会社の定款の要約を、会社の費用負担により官報に掲載する手配をするものとする。上記の要約は、本法第 161 条に定める事項に関する契約条項を含むものとする。また、マネージャーは上記の期間内に、企業総管理局の商業登記簿に会社の登記申請をするものとし、商業登記法の規定に従って会社を商業登記簿に登録するものとする。上記の規定は、会社の定款変更にも適用される。



## 第 165 条 (持分の譲渡)

出資者は会社の定款の規定に従い、自己の持分を他の出資者又は第三者に譲渡することができる。ただし、出資者が自己の持分を対価と引換えに第三者に割り当てることを希望する場合には、かかる出資者は会社のマネージャーを通じて他の出資者に対して、譲渡の条件を通知しなければならない。かかる場合、どの出資者も、かかる持分をその実際の価格で取得することを申し出ることができる。

通知の日から 30 日が経過しても持分を取得する権利を行使する出資者がいない場合には、かかる持分の所有者は、第 157 条第 2 項<sup>4</sup>に従いかかる持分を処分することができるものとする。

複数の出資者が持分を取得する権利を行使し、かつ、割当てが多く持分に関係する場合は、かかる持分は資本金における各人の持分割合に応じて、持分の取得を申し出た出資者に割り当てられるものとする。

割当てが 1 株の場合、第 158 条第 2 項に従い、回収を申し込んだ複数の出資者に割り当てられる。

割当てが対価なく行われる場合には、会社が行った最新の棚卸しの結果に従って、持分の取得を申し込んだ出資者がかかる金額を支払う義務を負う。

本条に定める持分の取得の権利は、相続又は遺言による株式の譲渡には適用されない。

## 第 166 条 (持分登録)

会社は特別登録簿を作成し、出資者の氏名、各出資者が保有する持分の数、及び持分の処分を記入するものとする。持分の譲渡は、所有権の移転の原因を上記の登録簿に記入しない限り、会社又は第三者に対抗できない。

## 第 167 条 (経 営)

会社は、出資者又はその他の中から選任された 1 人以上のマネージャーによって経営される。出資者は、会社の定款又は別途契約において、期限つき又は無期限の任期で、また、有報酬又は無報酬で経営者を任命することができる。

マネージャーが複数の場合、会社の定款には、経営者からなるマネージャー会の構成を定めることができる。かかる場合、定款において、マネージャー会の業務方法及び決議の採択に必要な多数についても定めるものとする。

会社は、経営者が第 164 条に定められた権限の範囲内で行った行為に拘束さ

---

<sup>4</sup> 訳者注：訳者注 3 番参照（なお書を含む）。本箇所において記述されている参照先は会社法第 157 条第 2 文とすることが適切であると推察される。

れるものとする。

#### **第 168 条 (マネージャーの解任)**

出資者は、定款又は別途契約により任命されたマネージャーを、正当な理由なく解任してはならない。マネージャーは、本法、定款又は経営者の任務の遂行上の過失によって、会社、出資者、又は第三者に与えた損害に関して、連帯して責任を負う。本条の規定に反するいかなる条項も無効とみなす。

詐欺及び文書偽造の場合を除き、マネージャーの責任を軽減することを出資者が承認した場合には、会社が提起することを決定した訴訟手続は終了するものとする。いかなる場合においても、出資者の承認の日から 1 年が経過した後、上記責任訴訟の審問は行われぬ。

#### **第 169 条 (監査役)**

有限責任会社は、株式会社に関する章に定める条件に従い、1 人以上の監査役を置く。

#### **第 170 条 (20 人を超える出資者)**

出資者の数が 20 人を超える場合は、定款に、3 人以上の出資者からなる管理委員会の任命につき規定しなくてはならない。会社の設立後に出資者が 20 人を超えることとなる増加が起きた場合は、出資者は可及的速やかにかかる任命を行うものとする。管理委員会には、株式合資会社の管理委員会に関する条文が適用されるものとする。

#### **第 171 条 (利益への権利)**

持分は、定款に別段の定めがある場合を除き、純利益及び清算時の純資産に対して同等の権利を有するものとする。

各出資者は議論及び決議に参加する権利を有し、所有する持分数と同数の議決権を有するものとする。これに反する合意は認められない。

各出資者は、定款に別段の定めがある場合を除き、書面により、マネージャー以外の他の出資者に出資者集会に出席して決議に参加することを委任することができる。

会社に管理委員会が存在しない場合は、マネージャー以外の出資者はマネージャーに助言を行い、また最終年次報告が出資者に提示される予定の日の前の 15 日以内に会社の本店において会社の運営状況を調査し、帳簿及び書類を検査することを請求することができる。これに反するいかなる条項も無効とみなされるものとする。

### 第 172 条 (出資者の決議)

出資者の決議は総会において議決するものとする。ただし、出資者の数が 20 人を超えない会社においては、出資者は自分の意見を個別に表明することができ、かかる場合には経営者は書面決議の目的となる決議案を同封した書留郵便（レジスタード・レター）を各出資者に送付するものとする。

いかなる場合も、会社の定款でより高い割合を定める場合を除き、資本金の半分以上を表章する数の出資者の賛成がない限り、決議は成立しないものとする。

最初の議論又は討議にかかる多数が参加しなかった場合、出資者に対し書留郵便（レジスタード・レター）により総会への招集を行うものとする。かかる総会においては、会社の趣意書に別途定められていない限り、出資者が表章する資本金の額にかかわらず、出席者の過半数により決議が成立するものとする。

### 第 173 条 (国籍の変更)

すべての出資者の承認がない限り、会社の国籍を変更し又は出資者の財務上の負担を増大させることはできない。上記の 2 つの場合を除き、定款に別段の定めがある場合を除き、資本金の 4 分の 3 以上を表章する持分の出資者の賛成により定款を変更することができる。

### 第 174 条 (総 会)

定款に定められた条件に従ってマネージャーが送付する招集通知により、総会を招集するものとする。総会は、会社の会計年度終了後 6 か月の期間内に、毎年 1 回以上開催されるものとする。また、任意の時点で、マネージャー、管理委員会、監査役、又は資本金の半分以上を有する数の出資者の提案により総会を招集することができる。

総会の議論の要約を記載した議事録を作成するものとする。総会の議事録及び出資者の決議は、かかる目的のために会社が作成した特別登録簿に記入する。

### 第 175 条 (会社の予算)

マネージャーは毎会計年度について、会計年度終了後 4 か月以内に、会社の貸借対照表、損益計算書、会社の活動及び財務状況を示す報告書及び利益の配分に関するマネージャーの見解を作成する。

マネージャーは、上記書類の作成から 2 か月以内に、その写し 1 部、管理委員会報告書の写し 1 部及び監査役報告書の写し 1 部を、企業総管理局及びすべての出資者に送付するものとする。会社内の出資者は、総会が行われない場合

には、上記書類について議論を行うために出資者を招集するようにマネージャーに求めることができる。

#### **第 176 条 (準備金要件)**

会社は、毎年純利益の 10%以上を準備金として積み立てるものとする。準備金が資本金の半分に達した場合には、出資者はかかる積立てを中止することができる。

#### **第 177 条 (決議の無効)**

第三者の権利を侵害することなく、本法の各条項又は定款の各条項に反して総会又は出資者によって採択されるいかなる決議も無効とみなされるものとする。ただし、決議に対する書面による反対を表明したか、又はその決議について知った後でそれに反対することができなかつた出資者のみが、かかる無効を申し立てることができる。

無効であることが決定されると、すべての出資者に関して決議は効力を有さないものとなる。決議の日から 1 年経過後は、無効の訴えは行えないものとする。

#### **第 178 条 (払戻し)**

定款に別段の定めがある場合を除き、有限責任会社は出資者のいずれかが払戻しを受け、禁治産となり又は破産を宣告され若しくは債務超過となっても消滅しない。

#### **第 179 条 (持分譲渡の効果)**

第 147 条第 1 項は、有限責任会社の全持分が 1 人の出資者に譲渡された場合に適用される。

#### **第 180 条 (資本金の 4 分の 3 を超える損失)**

有限責任会社の損失がその資本金の 4 分の 3 に達した場合は、マネージャーは会社の存続又は解散を検討する集会の招集通知を出資者に送付するものとする。

これに関する出資者の決議は、第 173 条に従って採択されない限り無効であるものとする。いかなる場合も、決議は第 164 条に定める方法に従って公示されるものとする。マネージャーが出資者の招集を怠った場合又は出資者若しくは会社がかかる事項につき結論に至ることができない場合、利害関係者は会社の解散を要求することができる。

## 第 8 章 可変資本金会社（第 181 条～第 188 条）

### 第 181 条

会社はその定款又は付属定款に、出資者による追加支払又は新しい出資者を参加させることによりその資本金を増加するか又は資本金から出資者の持分を引き出すことにより資本金を減額することを定めることができる。

かかる規定は、当該形態の会社につき定められる方法により公示されるものとする。

### 第 182 条

可変資本金会社は、本章の各条項及び当該形態の会社につき定められる一般条項のうち本章の各条項に抵触しないものに従うものとする。

### 第 183 条

可変資本金会社の資本金の増加又は減少は、会社の定款又は付属定款に定めるほかは、いかなる条件又は特別な手続の適用も受けないものとする。

### 第 184 条

会社の資本金は、設立時には 5 万サウジ・リヤルを超えてはならない。出資者の決議により、資本金を 1 年ごとに増加する決定をすることができるが、1 回の増額は上記の金額を超えないものとする。

### 第 185 条

出資者の持分が株式の形態である場合は、株式価格の全額が支払われた後でも、登録株式のままとする。

上記の株式は、会社の設立が確定した後に譲渡可能となる。会社の定款又は付属定款により、マネージャー、取締役会の取締役又は総会に、かかる株式の所有権の譲渡に反対する権利を与えることができる。

### 第 186 条

会社の定款又は付属定款には、出資者がその持分を引き出した場合において資本金が下回ることでできない最低額を定めるものとする。かかる最低額は、会社の資本金の 5 分の 1 未満であってはならない。かかる条項は、当該形態の会社につき定められる方法で公示されるものとする。

### 第 187 条

前条の規定を妨げることなく、いずれの出資者も、随時、会社から脱退する

ことができる。ただし、会社の定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。会社の定款又は附属定款により、会社の定款の変更について定められた多数の賛成により、1人以上の出資者を除名する権限を出資者に与えることができる。

脱退又は除名される出資者は、その脱退又は除名の日から2年間は、出資者としての権限が終了する時点に存在したすべての義務の遂行に関して、出資者に対して責任を負うものとする。

### **第188条**

会社は、その形態にかかわらず、出資者のいずれかが脱退、除名又は禁治産、又は破産を宣告され若しくは債務超過となったことによって解散することはない。会社の定款又は附属定款に別途の定めがある場合を除き、会社は残りの出資者によって存続し続けるものとする。

## **第9章 協同組合会社（第189条～第209条）**

### **第189条**

株式会社又は有限責任会社は、すべての出資者がその共同の努力と利益において下記の目的を目指す場合には、協同組合の原則に基づいて設立することができる。

- (1) 会社に生産者又は仲買の業務を行わせることにより、一定の製品又はサービスのコスト、購入価格又は販売価格を下げること。
- (2) 会社から出資者に提供される製品の品質若しくはサービスのレベル又は出資者から消費者に提供されるサービスのレベルを改善すること。

### **第190条**

1種類以上の協同組合会社については特別法を制定することができる。かかる場合、本章の条項は、当該特別法に反しない限り、効力を有するものとする。

本章に定める各条項のほか、協同組合会社には、株式会社又は有限責任会社に対して定められた条項が、それぞれ適用されるものとする。

### **第191条**

協同組合会社は可変資本を有するものとし、第184条及び第186条を除く第8章の各条項に従う。ただし、協同組合会社の資本金は、出資者の持分が引き

出されることによって、会社の設立後に達した最高額を下回らないものとする。

#### **第 192 条**

協同組合会社の定款又は付属定款により、会社が破産を宣告され又は債務超過に陥ったときは、出資者は、その持分の 2 倍までの金額の負債につき追加責任を負うことを定めることができる。

#### **第 193 条**

協同組合会社の資本金は、等価の持分又は等価の登録株式の持分に分割されるものとし、出資者ごとに資本金を分割できないものとする。

持分又は株式の価値は、10 サウジ・リヤル以上 50 サウジ・リヤル以下とする。持分又は株式につき設立時に払い込まれる金額は、かかる持分又は株式の 4 分の 1 未満であってはならないものとし、不足分は会社設立の日から 3 年以内に払い込まれるものとする。

#### **第 194 条**

会社の定款又は付属定款に基づき、出資者以外の者に事業による利益を享受する権利を与えることができる。ただし、かかる場合には、会社の事業による利益を享受する権利を与えられた出資者以外の者又は会社が利益を享受するサービスを提供した出資者以外の者が、それに参加する申出を行い、かつ、定款又は付属定款に定める要件を満たす場合には、その者をその出資者として参加させるものとする。

#### **第 195 条**

協同組合会社のすべての出資者は同一の権利を有し、会社に参加した日を理由として異なる取扱いをしてはならない。

#### **第 196 条**

協同組合会社は共通の利益のために、協同組合会社について定められた条項に従って、1 つ以上の協同組合連盟を形成することができる。

#### **第 197 条**

協同組合会社は、協同組合に対して定められたすべての特権を享受することができる。商工業省は、協同組合会社の監督及び解散に際し、かかる問題につき協同組合法の下で労働・社会省に対して与えられた権限と同じ権限を有する。

## **第 198 条**

協同組合株式会社には、第 52 条に定める条件の適用はないものとする。有限責任協同組合会社は、第 157 条に定める出資者の最大数の制限の適用を受けないものとする。

## **第 199 条**

協同組合会社の設立は、その形態にかかわらず、商工業大臣が定めた条件に従って同大臣から財産保有の認可を受けるものとする。認可申請書には、全出資者及びその他の発起人の署名のある定款又は付属定款の写しを添付して提出するものとする。

定款又は付属定款には、当該会社の形態により必要とされる記載事項のほか、以下の事項を記載するものとする。

- (1) 新しい出資者の参加及び出資者の脱退又は除名を認める条件。
- (2) 会社が財産を保有する場合に、会社が破産を宣告され又は債務超過に陥った場合に、会社の債務に対して出資者が追加的に負う責任。
- (3) 出資者に分配される純利益の割合及び事業収益を出資者に分配する方法の決定。

会社がその設立の要件を満たす場合には、取締役会の取締役はかかる日付から 15 日以内に、商工業大臣が決定する条件に従って会社の設立を宣言する申請書を同大臣に提出する。

会社は、上記の決定が発せられた日に正式に設立されたとみなされる。その後は、本法又は会社の定款又は付属定款に定められた設立条項への違反を理由として会社の無効を申し立てる訴訟は審理できない。

## **第 200 条**

会社の設立を宣言する商工業大臣の決定は、会社の定款又は付属定款の写しとともに、会社の費用負担により官報に公示されるものとする。取締役会は上記の決定の日から 15 日以内に、企業総管理局の会社登記簿に会社の登記を申請しなければならない。取締役会はまた、同じ期限内に、商業登記法の規定に従って、商業登記簿に会社を登記しなければならない。

会社の定款又は付属定款に対するいかなる変更も同様に公示するものとする。



## **第 201 条**

協同組合会社は、会社の定款又は付属定款に定める人数で構成される取締役会によって経営されるものとするが、取締役の数は 3 人以上であるものとする。取締役会の取締役はその業務に対して報酬を受けないものとする。

会社の定款又は付属定款には取締役会の取締役の任期を定めるが、かかる任期は 5 年を超えないものとする。総会は、随時、取締役会の取締役のいずれか又は全員を解任することができる。

## **第 202 条**

協同組合会社のマネージャーは、商工業省の代表者の請求に応じて、帳簿類、記録簿、書類並びに会社が本法の各条項に従っていることを証明するすべての文書及び説明を提示する。

## **第 203 条**

出資者の決議は総会で採択されるものとする。各出資者は、総会への出席権を有し、その持分又は株数にかかわらず、審議において 1 票の権利を有する。ただし、定款又は付属定款の定めにより、出資者をグループに分けることができる。各グループのメンバーは別個に会議を開き、審議を行い、それぞれ総会においてそのグループを代表する出資者をそのメンバーの中から選出することができる。

協同組合連盟の定款又は付属定款には、メンバーである会社にその実際のメンバー数、又は当該連盟と行う取引の重要性に応じた数の議決権を与える旨を定めることができる。

本条に定めるほか、協同組合株式会社の出資者総会には会社の株主総会に関する各条項が適用されるものとする。

## **第 204 条**

有限責任協同組合会社の出資者の持分は、株式の形態をとることができる。かかる持分又は株式は、会社の定款又は付属定款の条件に従い、取締役会又は総会の承認のある場合にのみ譲渡することができる。定款によりかかる譲渡を禁止することができるが、出資者が会社から脱退する権利を侵害しないものとする。

会社は出資者のいずれかに対し、その者が会社に対して負担している債務額を受け取ることのできる請求権を放棄することができる。ただし、請求の日から 60 日以内に支払を行うよう請求を受けた後にかかる放棄を行う場合、かかる出資者は会社から除名されるものとする。出資者のうち 1 人の会社からの脱退、除名又は死亡に際し、出資者が資本金からその持分を回収する権利が与え

られている場合、かかる出資者又はその承継者は脱退、除名又は死亡という事態が発生した会計年度の貸借対照表を基準に判定したその持分の評価額から、資本金の損失があればその損失における自分の持分を差し引いた額のみを受け取ることができる。

#### **第 205 条**

会社の定款又は付属定款に定める割合の純利益を出資者に割り当てるが、かかる割合は払込資本金の 6%を超えないものとする。

会社の定款又は付属定款は、純利益が、かかる割合を出資者に割り当てられるのに不足する場合、かかる目的に必要な金額を準備金又はそれ以降の 4 年間の利益から差し引く旨を定めることができる。

本条第 1 項に規定する割合を除き、利益は、会社の定款又は付属定款に規定される方法に従い、事業収益から割り当てることのできる金額の範囲において出資者に分配されるものとする。かかる分配には、会社が一般との間で行った取引から生じる利益は含まれないものとする。

#### **第 206 条**

会社は毎会計年度に、前条第 1 項及び第 3 項に定める金額を分配した後の留保利益の 10%以上を、かかる準備金が資本金と同額になるまで積み立てるものとする。

#### **第 207 条**

前 2 条に定める金額を除いた後の剰余利益は、準備金に繰り込むか、他の協同組合会社若しくは協同組合連盟の援助に当てるか、又は公共の利益のために使用するものとする。

#### **第 208 条**

協同組合会社については、準備金の資本金への組み込み又は持分の残余の支払を放棄することによって増資することはできない。会社の協同組合的性格を解消することはできないものとする。

#### **第 209 条**

協同組合会社が消滅する場合、総会の決議に従い、清算後の剰余を他の組合会社若しくは協同組合連盟に移転するか又は公共の利益のために使用するものとする。

## 第 10 章 会社の組織変更及び合併（第 210 条～第 215 条）

### 第 1 節 会社の組織変更（第 210 条～第 212 条）

#### 第 210 条

会社は、定款又は付属定款の改正条項に定められた条件に従って決議を採択することにより、会社を他の形態の会社に組織変更することができる。ただし、会社が組織変更後の形態の会社について規定される設立及び公示に関する条項に従うことを条件とする。ただし、協同組合会社は他のいかなる形態の会社にも変更できないが、他の形態の会社は協同組合会社に変更することができる。

#### 第 211 条

会社の組織変更は新しい法人を生み出すものではなく、会社は上記の組織変更前に有する権利及び義務を引き続き保有するものとする。

#### 第 212 条

合名会社又は株式合資会社の組織変更は、債権者の同意が得られない限り、無限責任出資者を会社の債務について免責するものではない。債権者に対する書留郵便による組織変更決議の通知がなされてから 30 日以内に各債権者が反対を表明しなかった場合には、かかる債権者の同意が得られたものとみなされる。

### 第 2 節 会社の合併（第 213 条～第 215 条）

#### 第 213 条

会社は、清算段階にある場合でも、同じ形態の他の会社又は別の形態の会社と合併することができる。ただし、協同組合会社は別の形態の会社と合併することができない。

#### 第 214 条

合併は、1 つ以上の会社を他の既存の会社と合同させること、又は 2 社以上の会社をまとめて 1 つの新しい会社を設立することによって行うものとする。合併契約は、合併の条件を定め、特に合併される会社の純資産の評価方法及び合併会社の資本金中の持分又は株式の数を規定するものとする。

合併は、各会社が、会社の定款又は付属定款の変更の条項において規定する

方法に従って合併を決議した場合にのみ有効となる。

上記の決議は、合併された会社の定款又は付属定款の変更について定められた方法により公示されるものとする。

### **第 215 条**

合併の決議は、公示の日から 90 日後に有効となるものとする。合併される会社の債権者は、上記の期限内に会社宛の書留郵便（レジスタード・レター）により、合併に反対の意思表示をすることができる。かかる場合、当該債権者が反対を撤回するまで、商事仲裁委員会が会社からの申請により、当該反対に根拠がない旨の裁定を下すまで、又は会社が反対者の満期に達しない債務の支払に対する十分な保証を行うまで、合併は保留される。かかる期限内に反対の意志表示が行われない場合、合併は有効であるとみなされるものとする。

## **第 11 章 会社の清算（第 216 条～第 226 条）**

### **第 216 条**

会社は、解散後、清算段階に入り、清算のために必要な限り、また清算手続が完了するまで、法人格を維持するものとする。

### **第 217 条**

マネージャー及び取締役会の権限は会社の解散により停止するものとする。ただし、清算人が選任されるまでは、マネージャー及び取締役は会社の経営を継続し、第三者に対しては清算人とみなされるものとする。

### **第 218 条**

清算は、出資者又はそれ以外の者の中から選任された 1 人以上の清算人によって執行される。清算人の任命、交替並びにその権限及び報酬の決定は、出資者又は総会が行うものとする。

商事仲裁委員会が会社の解散又は無効を決定した場合は、同委員会は清算人の任命並びにその権限及び報酬の決定を行う。

### **第 219 条**

清算人が複数人存在する場合は、任命した機関によって個別に行動することが許された場合を除き、共同で行動するものとする。

清算人がその権限の適正な範囲を逸脱した結果として、又はその任務の遂行中の過失により、会社、出資者及び第三者が被った損害に対して、清算人は共同で賠償責任を負うものとする。

## **第 220 条**

清算人を任命する文書に示された制限に従って、清算人には会社資産を現金化（一般取引又は競売による動産及び不動産の販売を含む）するための十分な権限が付与される。ただし、清算人は、清算人を任命した機関によって授権される場合を除き、会社資産を全体として販売し、又は会社資産を他の会社への現物出資として提供することはできない。

清算人は、従来 of 事業を完了するために必要である場合を除き、新しい事業を開始することができない。

## **第 221 条**

清算人は、会社の定款又は付属定款の変更について定められた公示方法で、清算人を任命した決議内容及びその権限に課せられた制限を公示しなければならない。

## **第 222 条**

清算人は会社の満期に達した債務を支払い、満期前の債務又は争いのある債務の支払に要する金額を留保しなければならない。

清算によって生じる債務は、他の債務に対して優先権を有する。上記の方法で債務を支払った後に、清算人は出資者が資本金中に有する持分の金額を出資者に払い戻し、また会社の定款の規定に従って剰余金を出資者に割り当てる。会社の定款にかかる規定が定められていない場合は、剰余金は資本金中の各出資者の持分に応じて出資者に割り当てられる。会社の純資産が出資者の持分を支払うに不足する場合は、損失の分担について定められた割合に従って、損失を出資者に分担させるものとする。

## **第 223 条**

清算人は、その任務の遂行を開始した日から 3 か月以内に、会社の監査役（もしあれば）とともにすべての会社の資産及び負債の棚卸しを行うものとする。この際、マネージャー及び取締役は会社の帳簿、記録簿及び書類並びに清算人によって求められた説明及び陳述を清算人に提示しなければならない。

各会計年度の終わりに、清算人は貸借対照表、損益計算書及び清算手続に関する報告書を作成するものとする。これらの書類は、会社の定款又は付属定款に従って、出資者又は総会に提出され、承認を求めるものとする。

清算が完了したときは、清算人はその活動の最終報告を行うものとする。出資者及び総会が上記報告を承認したときに、清算は終了するものとする。清算人は第 221 条に定める方法により、清算の完了を公示するものとする。

## **第 224 条**

会社は、清算人がその権限の範囲内で行った行動に拘束されるものとする。上記の行動を行ったことに対して、清算人は責任を問われない。

## **第 225 条**

清算人の権限に反しない限り、会社の機関は会社の定款又は付属定款に規定される権能を維持することができる。

出資者は、本法又は会社の定款若しくは付属定款に従って、会社の書類を閲覧する権利を有するものとする。

## **第 226 条**

第 223 条の規定に従って清算の公示が行われた日から 3 年が経過した後は、清算活動を原因とする清算人に対する訴訟は審理できないものとする。上記期限経過後は、会社の運営に関する出資者に対する訴訟又はその任務の遂行における活動を理由とするマネージャー、取締役会の取締役若しくは監査役に対する訴訟を行うことはできないものとする。

## **第 12 章 外国会社（第 227 条～第 228 条）**

### **第 227 条**

外国資本投資法又は特定の会社との間で締結された特別の契約を侵害することなく、本法の各条項は、会社の設立に関する条項を除き、サウジアラビア内で事業に従事する外国会社に適用される。

### **第 228 条**

商工業大臣が許可した場合を除き、外国会社はサウジアラビア内で支店・代理店又は代表事務所を開設することはできず、また引受け又は売出しのための証券の発行又は募集を行うこともできない。かかる支店、代理店又は事務所は、その個別の活動の種類について適用のあるサウジアラビアの法律に従うものとする。

支店、代理店又は事務所が本法又は他の法律が定める条件を満たすことなく業務活動を行った場合には、かかる活動を行った者はそれに対して連帯して責任を負うものとする。

## 第 13 章 罰 則 (第 229 条～第 231 条)

### 第 229 条 (重大な違反に対する罰則)

シャリーア法が求めるところを妨げることなく、以下の者は、3 か月以上 1 年以下の拘留及び 5,000 サウジ・リヤル以上 2 万サウジ・リヤル以下の罰金又はそのいずれかの刑に処せられるものとする。

- (1) 会社の定款若しくは付属定款、目論見書、その他の会社の文書、又は設立認可申請書中に故意に虚偽の陳述又は法律の条項に違反する記載をした者、またそれを知りながらそれに署名をするか又はそれを配布した者。
- (2) 本法に定めるところに反して株式又は社債の一般募集を行った発起人、マネージャー又は取締役及びかかる違反を知りながらかかる株式又は社債の募集を会社の利益のために行った者。
- (3) 悪意により現物出資又は特殊な便益を過大に評価した出資者又は第三者。
- (4) 本法に定めるところに反して協同組合会社を設立した者及びその違反を知りながら協同組合会社の業務を開始した取締役又は監査役。
- (5) 架空の利益を取得し、又は出資者若しくは第三者に分配したマネージャー又は取締役会の取締役。
- (6) 貸借対照表、損益計算書若しくは自分が出資者又は総会のために作成した報告書に故意に虚偽の内容を記載したか又は会社の財務状況を出資者及び第三者から隠すために、必要な事実をかかる書類から故意に省略したマネージャー、取締役会の取締役、監査役若しくは清算人。
- (7) 自分の職務のために知った会社の秘密を、権限を有する機関以外の他社に漏洩した政府職員。
- (8) 会社の責任ある地位を占める人物で、本法又は決議によって成立した強制力のある規則を順守しなかった者。
- (9) 会社の責任ある地位を占める人物で、会社の義務に関して商工業省が発した指示に正当な理由なく従わなかった又は同省の代表者に同省から求められた書類を提示しなかった者。
- (10) 上記第 8 号及び第 9 号における罰金は、本法第 76 条の規定により、会社の取締役会の取締役の報酬から徴収される。

### 第 230 条 (軽微な違反に対する罰則)

シャリーア法が求めるところを妨げることなく、以下の者は、1,000 サウジ・リヤル以上 5,000 サウジ・リヤル以下の罰金に処せられるものとする。

- (1) 第 12 条の規定に違反した者。
- (2) 本法の規定に反して、株式、社債、引受証明書若しくは暫定証明書を発行した又はそれらを譲渡のために募集した者。
- (3) 本法に定める書類を企業総管理局に送付しなかったマネージャー又は取締役。
- (4) 監査役のその職務の遂行を妨害したマネージャー又は取締役会の取締役。

### 第 231 条 (累 犯)

累犯の場合には、前 2 条に定めた罰則の 2 倍が科されるものとする。

## 第 14 章 商事仲裁委員会 (第 232 条)

### 第 232 条

本法に従い、3 人の専門家を含む「商事仲裁委員会」と称する委員会を設置するものとする。委員会の権限及び管轄範囲は、本法の適用から生じる紛争の解決及び本法に定める罰則の執行である。

委員会の設置は、商工業大臣の提案によって閣議が発出する決定による。閣議はその手続をも定めるものとする。委員会には適切な数の技術的及び事務的なスタッフを配置するものとする。

## 第 15 章 結びの規定 (第 233 条～第 234 条)

### 第 233 条

商工業大臣は本法の条項の実施に必要な決定及び規則を発令するものとする。

### 第 234 条

本法の各条項に反する規定はすべて無効とする。



会社法の添付  
(仮訳)

## 勅令

ヒジュラ暦 1387 年 3 月 12 日（西暦 1967 年 6 月 21 日）付勅令第 M/5 号

全能なる神アッラーのご加護により、国王閣下の名において、サウジアラビアの統治者である私、ハーリド・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード国王は、ヒジュラ暦 1387 年 1 月 27 日付勅令第 5-5/1/33 号、ヒジュラ暦 1377 年 10 月 22 日付勅令第 38 号により公布された閣議規則法第 20 条、ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布された会社法、及びヒジュラ暦 1387 年 2 月 8 日付閣議決定第 218 号を検討した結果、以下のとおり命ずる。

### 第一

ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布された会社法第 229 条に、以下の項が追加される。

8. 規則又は決定に従い公布された強制力ある規則を順守しない会社。
9. 会社の義務に関して、商工業省の指示に不当に従わない会社。
10. 上記第 8 号及び第 9 号における罰金は、本法第 76 条の規定により、会社の取締役会の取締役の報酬から徴収される。

### 第二

この勅令は、商工業省副首相及び同省大臣により執行されるものとする。

## ヒジュラ暦 1402 年 6 月 28 日（西暦 1982 年 4 月 22 日）付勅令第 23 号

全能なる神アッラーのご加護により、サウジアラビアの統治者である私、ハーリド・ビン・アブドルアジーズ・アール・サ우드国王は、ヒジュラ暦 1377 年 10 月 22 日付勅令第 38 号により公布された閣議法の第 19 条及び第 20 条、ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布され、ヒジュラ暦 1387 年 3 月 12 日付勅令第 M/5 号により改正された会社法、並びにヒジュラ暦 1402 年 1 月 20 日付閣議決定第 17 号を検討した結果、以下のとおり命ずる。

### 第一

以下の改正を、ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布され、ヒジュラ暦 1387 年 3 月 12 日付勅令第 M/5 号により改正された会社法に導入するものとする。

1. 本法に「企業局」という表現が出てきた場合はすべて「企業総管理局」という表現に置き換えるものとし「評価する」又は「その評価」という用語が出てきた場合は「査定する」又は「その査定」と改正されるものとする。
2. 総則の章に定める第 2 条は、以下のとおり改正されるものとする。
  - a. 本法に定める条項並びに、本法に定める条項と矛盾することのない出資者により締結される契約条項及び慣習法が、以下の会社に適用される。
    - (1) 合名会社
    - (2) 合資会社
    - (3) 合弁会社
    - (4) 株式会社
    - (5) 株式合資会社
    - (6) 有限責任会社
    - (7) 可変資本会社
    - (8) 協同組合会社

シャリーア法学において認められた会社の権利を妨げることなく、上記いずれの形態もとらない会社は無効とする。その名の下に

契約を締結した者は、かかる契約から生じる義務に対して個人的にかつ連帯して責任を負うものとする。閣議は、その決議により、本法に定める会社の資本金の下限及び上限を変更することができる。

b. 本法に定める条項は、国家若しくは他の公共法人によって設立された会社、又は国家若しくは他の公共法人が設立に参加した会社には適用されない。ただし、かかる扱いは、会社が服する条項を定めた勅令により制定されていることを条件とする。

c. 第 51 条の第 2 項は削除される。

3. 第 9 条の最終項<sup>5</sup>の表現は、以下のとおり改正されるものとする。

出資者の持分が役務に限定され、かつ、定款に利益又は損失に対する出資者の持分を定めていない場合は、当該出資者は自分の役務の評価を求めることができる。かかる評価は、主として、前記の条項に従って、利益又は損失に対する同人の持分を決定することを目的とする。役務の寄与を行う出資者が複数存在する場合で、各々の持分が評価されておらず、また別途判明していない場合には、すべての持分は同等とする。

出資者が役務のほかに現金による出資又は現物による出資を行う場合、同人は役務の持分に応じた利益又は損失の持分、及び同人の現金持分又は現物持分に応じた他の持分を保有するものとする。

4. 第 49 条は、以下のとおり改正されるものとする。

株式を公開している株式会社の資本金は 1,000 万サウジ・リヤル以上であるものとする。株式を公開していない株式会社の資本金は 200 万サウジ・リヤル以上であるものとする。

会社設立の時点で払い込まれた資本金は、第 58 条に規定されるところに従って、最低資本金額の半分以上でなければならない、1 株当たりの価値は 50 サウジ・リヤル以上であるものとする。

---

<sup>5</sup> 訳者注：訳者注 3 番参照（なお書を含む）。本箇所において記述されている参照先は会社法第 9 条第 3 項及び第 4 項とすることが適切であると推察される。

5. 第 52 条第 1 項は、以下のとおり改正されるものとする。

下記の株式会社は、閣議の承認及び商工業大臣の公表に基づき、勅令による認可を有しない限り、設立されないものとする。ただし、法の条項は順守されるものとする。

- (1) 優先的特権を有する会社
- (2) 公共設備を運営する会社
- (3) 国家の支援を受ける会社
- (4) 国家その他の公的法人が参加する会社
- (5) 銀行業務を行う会社

上記以外の株式会社は、商工業大臣により発出され、官報に公示される認可を有する場合を除いては、設立されるものではない。商工業大臣は、当該会社の事業計画の経済的な実現可能性を確認する調査結果を精査するまで、上記認可を発出しない。

6. 第 54 条は、以下の記載に改正されるものとする。

発起人がすべての株式の引受けを自らに制限しない場合、勅令の発令又は会社の設立に認可を与える商工業大臣の決定についての官報への公示から 30 日以内に、発起人が引き受けていない株式を公募することが義務付けられるものとする。更に、必要であれば、商工業大臣は上記期限を 90 日を超えない範囲で延長することができる。

7. 第 59 条の末尾<sup>6</sup>に、以下の文言が追加されるものとする。

(少額出資者のために、その都度、商工業大臣の決定に従って)

---

<sup>6</sup> 訳者注：本仮訳作成に当たっては、対象となるヒジユラ暦 1402 年 6 月 28 日（西暦 1982 年 4 月 22 日）付勅令第 23 号の英文版に沿った訳出をしている。ただし、同英文版記載の英語の語順と本仮訳記載の日本語の語順には差異があることから、本仮訳においては、当該文言が会社法第 59 条の条文の中に規定される体裁としている。

8. 第 66 条第 2 項の末尾<sup>7</sup>に、以下が追加されるものとする。

閣議は 1 人の取締役が取締役として就任することができる取締役会の数を指定することができる。

9. 第 68 条の（200 以上）の文言は、（1 万サウジ・リヤル以上）に改正されるものとする。

10. 第 79 条は、以下のとおり改正されるものとする。

会社の付属定款の規定に従い、取締役会は取締役の中から議長及び代表取締役を指名するものとする。一方で、1 人の取締役はいずれの職位も兼職することができる。会社の付属定款は、議長及び代表取締役の権限、取締役に対して付与される報酬に加えて、議長及び代表取締役のそれぞれが受領する特別報酬を規定するものとする。会社の付属定款がかかる規定を欠く場合、取締役会は権限の分配及び特別報酬の詳細を定めるものとする。

取締役会は取締役又は第三者の中から書記を指名し、会社の付属定款に定める条項がない場合、その権限と報酬を定めるものとする。

議長、代表取締役及び取締役である書記の任期は、取締役会における各取締役の任期を超えないものとする。

代表取締役及び取締役である書記の再任は、会社の付属定款に別段の定めがある場合を除き、常に許されるものとする。取締役会の議長に関して、その職位は 1 度だけ更新することができる。

取締役会は、随時、取締役の全員又は一部を解任する権利を有するものとする。ただし、当該解任が受諾可能で正当な理由がなくなされた場合又は不適切な時期になされた場合、取締役の損害賠償請求権を侵害するものではない。

---

<sup>7</sup> 訳者注：訳者注 3 番参照（なお書を含む）。本箇所において記述されている参照先は会社法第 66 条第 3 項とすることが適切であると推察される。

11. 第 83 条の末尾に第 3 項として以下の記載が追加されるものとする。

(商工業大臣は、1 人以上の代理人を、通常総会にオブザーバーとして出席させることができる。)

12. 第 87 条の最終項の(資本金の 2%以上に相当する株式を有する株主の求めに基づき、)の文言の後に、以下の規定が追加されるものとする。

(又は商工業大臣の決定に従って、)

13. 第 88 条は、以下のとおり改正されるものとする。

通常総会の招集通知は、開催日の 25 日前までに、官報及び日刊新聞で公告され、会社の本店が所在する地域で配布されなければならない。

ただし、すべての株式が登録されている場合は、上記の期限内に書留郵便(レジスタード・レター)で招集通知を送付すれば足りるものとする。招集通知には通常総会の議題が含まれるものとし、公告期間内に、招集通知の写し及び議題の写し各 1 部を商業省の企業総管理局に送付するものとする。

14. 第 89 条は、以下のとおり改正される。

定時総会の招集の 60 日以上前に、取締役会は、各会計年度の会社の貸借対照表、事業報告、損益計算書、財務状況及び純利益の配当方法の提案を作成する。取締役会の議長は上記の書類に署名をするものとし、当該書類の写しは、定時総会の開催予定日の 25 日前までに、株主が使用できるように会社の本店に備え置かれなければならない。取締役会の議長は、貸借対照表、損益計算書、取締役会の報告の包括的な要約及び監査役の報告の全文を公告し、当該書類を会社の本店で配布し、その各文書の写しを定時総会の開催予定日の 25 日前までに、企業総管理局に送付しなければならない。

15. 第 97 条は、以下のとおり改正されるものとする。

善意の第三者の権利を害することなく、株主総会で採択された本法又は会社の付属定款の規定に反するいかなる決議も無効とする。企業

総管理局及び決議に対して反対していた旨を株主総会の議事録に記載されている株主、又は許容される理由に基づき株主総会を欠席した株主は、決議の無効を求めることができる。決議の無効の判決により、決議は、すべての株主について無効となるものとする。当該決議の日付から 1 年以上経過した後は、無効の訴えを提起することができない。

16. 第 123 条に記載する期間を「25 日以上前」から「55 日以上前」と改正するものとする。

17. 第 136 条第 1 項は、以下のとおり改正されるものとする。

株主は新株に対して現金の出資をもって引き受ける優先権を有する。ただし、当該権利の放棄又は制限が会社の定款に定められている場合は、この限りでない。商工業大臣の提案により財政国家経済大臣が合意した後に、閣議は、下記の会社に関しては上記の優先権を無効とし又は制限することができる。

- (a) 特権会社
- (b) 公益会社
- (c) 国家から一定割合の利益を保証している会社
- (d) 政府の補助金を受けている会社
- (e) 国家が参加している会社
- (f) 銀行業務を行っている会社

本項の規定は、その施行前に設立された会社にも適用される。

本条は、勅令によって制定された特別の命令に従って業務を行う石油会社及び鉱物会社には適用されない。

18. 第 150 条第 1 項は以下のとおり改正されるものとする。

株式合資会社の資本金は 100 万サウジ・リヤル以上でなければならない。会社の設立時に払い込まれる資本金の額は、当該最小限度の半分以上でなければならない。



19. 第 158 条第 1 項は、以下のとおり改正されるものとする。

有限責任会社の資本金は 50 万サウジ・リヤル以上とし等価値の持分に分割され、譲渡可能な証券に表章されない。

20. 第 161 条第 3 号に（会社の契約書に氏名が出ている場合、）の文言が追加され、以下のとおり改正されるものとする。

会社の契約書に氏名が出ている場合、出資者であるか否かを問わず、マネージャーの氏名

21. 第 164 条は、以下のとおり改正されるものとする。

会社のマネージャーは会社の設立から 30 日以内に、会社の定款の要約を、会社の費用負担により官報に掲載する手配をするものとする。上記の要約は、本法第 161 条に定める事項に関する契約条項を含むものとする。また、マネージャーは上記の期間内に、企業総管理局の商業登記簿に会社の登記申請をするものとし、商業登記法の規定に従って会社を商業登記簿に登録するものとする。上記の規定は、会社の定款変更にも適用される。

22. 第 174 条において言及される（3 か月）の期間は（6 か月）に改正されるものとする。

- 23.

- a. 第 175 条第 1 項において言及される（2 か月以内に）の文言は（4 か月以内に）と改正されるものとする。
- b. 第 175 条第 2 項において言及される（15 日以内に）の文言は（2 か月以内に）と改正されるものとする。

- 24.

- a. 第 229 条第 8 号は、以下のとおり改正されるものとする。

（会社の責任ある地位を占める人物で、本法又は決議によって成立した強制力のある規則を順守しなかった者。）

b. 第 229 条第 9 号は、以下のとおり改正されるものとする。

(会社の責任ある地位を占める人物で、会社の義務に関して商工業省が発した指示に正当な理由なく従わなかった又は同省の代表者に同省から求められた書類を提示しなかった者。)

25. 第 233 条として新たに以下が本法に追加されるものとする。

(商工業大臣は本法の条項の実施に必要な決定及び規則を発令するものとする。)

当初の第 233 条は、第 234 条に改正されるものとする。

## 第二

これらの改正は、その効力を生じる前に設立された既存の会社にも適用されるものとする。ただし、本改正の「第一」の第 8 号、第 18 号、第 19 号に定める規定はこの限りでない。

## 第三

副首相殿下及び閣僚はそれぞれ、その権限において、私の決定を執行するものとする。

## 第四

本勅令は、官報（ウナム・アル・クラー）において公示されるものとし、その公示日付で効力を生じるものとする。

## 会社役員

### ヒジュラ暦 1405 年 7 月 4 日（西暦 1985 年 3 月 26 日）付勅令第 46 号

全能なる神アッラーのご加護により、サウジアラビアの統治者である私、ハーリド・ビン・アブドルアジーズ・アール・サ우드国王は、ヒジュラ暦 1377 年 10 月 22 日付勅令第 38 号により公布された閣議法の第 20 条、ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布され、ヒジュラ暦 1387 年 3 月 12 日付勅令第 M/5 号及びヒジュラ暦 1402 年 6 月 28 日付勅令第 23 号により改正された会社法、並びにヒジュラ暦 1405 年 4 月 30 日付閣議決定第 80 号を検討した結果、以下のとおり命ずる。

## 第一

ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布され、ヒジュラ暦 1387 年 3 月 12 日付勅令第 M/5 号及びヒジュラ暦 1402 年 6 月 28 日付勅令第 23 号により改正された会社法の第 79 条は、以下のとおりに読まれるよう改正されるものとする。

会社の付属定款の規定に従い、取締役会は取締役の中から議長及び代表取締役を指名するものとする。一方で、1 人の取締役はいずれの職位も兼職することができる。会社の付属定款は、議長及び代表取締役の権限、取締役に対して付与される報酬に加えて、議長及び代表取締役のそれぞれが受領する特別報酬を規定するものとする。会社の付属定款がかかる規定を欠く場合、取締役会は権限の分配及び特別報酬の詳細を定めるものとする。

取締役会は取締役又は第三者の中から書記を指名し、会社の付属定款に定める条項がない場合、その権限と報酬を定めるものとする。

議長、代表取締役及び取締役である書記の任期は、取締役会における各取締役の任期を超えないものとする。

代表取締役、書記及び取締役の再任は、会社の付属定款に別段の定めがある場合を除き、常に許されるものとする。取締役会の議長に関して、その職位は 1 度だけ更新することができる。

取締役会は、随時、取締役の全員又は一部を解任する権利を有するものとする。ただし、当該解任が受諾可能で正当な理由がなくなされた場合又は不適切な時期になされた場合、取締役の損害賠償請求権を侵害するものではない。

## 第二

副首相殿下及び閣僚はそれぞれ、その権限において、私の命令を執行するものとする。

## 会社法の一部の規定の改正について

### ヒジュラ暦 1412 年 7 月 30 日（西暦 1992 年 2 月 4 日）付勅令第 22 号

全能なる神アッラーのご加護により、サウジアラビアの統治者である私、ハーリド・ビン・アブドルアジーズ・アール・サ우드国王は、ヒジュラ暦 1377 年 10 月 22 日付勅令第 38 号により公布された閣議法の第 19 条及び第 20 条、ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布された会社法及びその改正、並びにヒジュラ暦 1412 年 7 月 30 日付閣議決定第 90 号を検討した結果、以下のとおり命ずる。

#### 第一

ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布された会社法（その改正を含む）の第 10 条、第 52 条、第 76 条、第 77 条、第 168 条、第 180 条、第 210 条、第 231 条の規定は、以下の記載に改正されるものとする。

1. 第 10 条（特定のパートナーシップを除くすべての会社の定款は、公証人の面前において書面にて登録されるものとし、これがなされない定款は第三者に対して無効であるものとする。

出資者は、定款が前記の方法により登録されなかった場合に定款が無効であることについて、第三者に対して異議を主張する権利を有しないものとするが、第三者は、出資者に対して異議を主張するためにこれを利用することができる。

会社の取締役及び取締役会の役員は、定款が無効であることによって会社、出資者又は第三者に生じた損害について賠償する責任を連帯して負うものとする。）

2. ヒジュラ暦 1402 年 6 月 28 日付勅令第 23 号により改正された第 52 条第 1 項 (4) は、以下の記載に改正されるものとする。

下記の株式会社は、関連法の規定を考慮し、閣議の承認及び商工業大臣による発表に基づいて勅令により発行される認可なく設立することはできない。

- (1) 優先的特権を有する会社

- (2) 公共設備を運営する会社
- (3) 国家の支援を受ける会社
- (4) 社会保障及び退職年金基金にかかる銀行業務のための公共法人を除く国家又はその他の公共法人が参加している会社
- (5) 銀行業務を行う会社

上記以外の株式会社は、商工業大臣により発出され、官報に公示される認可を有する場合を除いては、設立されるものではない。

商工業大臣は、当該会社の事業計画の経済的な実現可能性を確認する調査結果を精査するまで、上記認可を発出しない。ただし、会社が、当該調査結果をプロジェクトの設立を認めた別の所管政府当局に対して過去に提示している場合を除く。

3. 第 76 条 (取締役会の役員は、会社業務の不適切な管理、又は本法若しくは会社の定款の規定その他規範の規定の違反により生じる損害について、会社、株主又は第三者に対し損害賠償責任を連帯して負うものとし、これに反する規定は無効とみなされる。

取締役会の全役員は、自らが行った全会一致の決定を原因として過失が生じた場合には責任を負うものとする。取締役会役員の大過半数による決定は、異議を唱えた役員について、かかる異議が取締役会議事録において明白に表示されている場合には、当該役員は責任を負わないものとする。問題となっている決定がなされた取締役会を欠席した役員は、欠席したことによりその責任から免除されるものではない。ただし、欠席役員が決定について知らなかったか、又はこれを知っていても反対できないことが立証される場合にはこの限りでない。

閣議のメンバーの責任免除に関する通常総会による承認は、責任追及訴訟の提起を妨げるものではない。

責任追及訴訟は、有害な行為が発覚した日から 3 年が経過した後に審理を行うことはできないものとする。)

4. 第 77 条 (会社は、取締役会の役員に、引受株主に損害を生じさせる過失について責任を負わせることができ、総会は、かかる責任追及訴

訟を提起し、当該訴訟を継続するために代表者を指名するものとする。

会社の破産が宣言された場合、破産管財人が当該責任追及訴訟を提起する責任を負うものとし、会社が清算された場合には、会社の通常総会の承認を得た後に、清算人がかかる訴訟提起の責任を負うものとする。)

5. 第 168 条 (出資者は、会社の定款又は別個の契約において任命された取締役を解任することができるが、かかる解任又は解雇が合理的な正当性を欠くか、又は適時になされなかった場合には、当該取締役の報酬に関する権利を妨げない。

会社の取締役は、本法の規定又は会社の契約若しくは定款の規定の違反、又は自らの職務遂行における過失により、会社、その株主又は第三者が被る損害について、これらに対して賠償する責任を連帯して負うものとする。前記に反する規定は無効とみなされる。

取締役の責任免除のための出資者の承認は、当該取締役に対する責任追及訴訟の提起を妨げないものとする。当該訴訟は、有害な行為が発覚した日から 3 年が経過した後に審理を行うことはできないものとする。)

6. 第 180 条 (有限責任会社の損失がその資本金の 4 分の 3 に達した場合には、取締役は、損失がかかる金額に達した日から 30 日以内に株主を総会に招集し、会社を継続し債務を支払うか、又は清算するかを決定するものとする。かかる事項に関する株主の決定は、第 173 条の規定に従い公表されない限り、適法とならないものとする。また、あらゆる場合において、かかる決定は第 164 条の定めのとおり公示及び宣言されるものとする。

会社が前記の条件による継続又は清算の決定がなされないままにその活動を続けた場合、株主は、会社の全債務の支払について連帯して責任を負うものとし、これについて利害を有する者は、会社の清算を要求することができる。)

7. 第 210 条 (会社は、異なる種類の会社に転換することができ、かか

る転換は会社の定款又は規程の改正に従ってなされた決定により、また、設立に関する規定及び転換する種類の会社についてなされた宣言の要件を満たすことを条件としてなされる。協同組合会社は、別の種類の会社に転換することはできず、一方でその他の会社は協同組合会社に転換することができる。

会社が株式会社又は合資会社に転換する場合には、当該会社の株主に会社法第 100 条の規定が適用されるものとし、株式の流通の禁止期間は転換の決定がなされた日から開始するものとする。また、転換が公募による会社の増資に関連する場合、かかる禁止は当該公募により引き受けられる株式には適用されないものとする。)

8. 第 231 条 (前 2 条に定める違反を犯した者に対して訴訟を提起できなくなり、所管当局が会社に対して訴訟を提起した場合、違反について定められた罰金を会社に科すことが認められる。

累犯の場合には、前 2 条に定めた罰則は 2 倍に科されるものとする。)

## 第二

会社法第 108 条の既存の規定は第 1 項とみなされるものとし、新たに以下の第 2 項及び第 3 項が追加されるものとする。従って、第 108 条は以下の記載に改正される。

1. 株主は、株式に関するすべての権利、特に、配分に供される利益の配当を受ける権利、清算に際して会社の資産の分配を受ける権利、株主総会に出席する権利、討議に参加して決議に投票する権利、株式を処分する権利、会社の帳簿類及び文書の閲覧を要求する権利、取締役会の職務を監視する権利、取締役に対して責任訴訟手続を提起する権利、株主総会の決議について無効を主張する権利を有する。当該権利は、本法又は会社の付属定款で規定する条件及び制限に従う。
2. 会社は、その定款、商工業大臣の承認及びその定める規則に従い、特権付き株式を発行することができる。かかる株式は、会社の資本金の 50%を超えないものとし、議決権は付与されないものとする。当該株式はその保有者に、普通株式について分配される純利益の権利に加え



て、以下を付与するものとする。

- a. 純利益を、法定準備金控除後で会社の利益分配前における株式の名目価値の5%以上の特別な割合にて取得する権利。
- b. 会社の清算時において資本金における当該保有者の株式の価値を回収し、総清算額における一定の割合を取得する優先的権利。

会社は、当該株式をその定款に定める規則及び方法に従って買い取ることができる。ただし、かかる定款は株主にその株式を売却することを強制する規定を含まないものとし、かつ、当該株式が第91条及び第92条に定める会社の定時総会の招集に要する定足数の計算に含まれないものとするを条件とする。

3. ある会計年度において利益の分配を行わない場合には、当該年度について、議決権のない株主に対して上記第2項に記載する割合の利益が支払われない限り、次事業年度以降の利益は分配されないものとする。また、会社がかかる割合の利益を3事業年度続けて支払わなかった場合には、第86条の規定に従い招集される当該株式の保有者の特別集会は、会社の定時通常総会に出席し投票に参加するか、又は会社が過去の年度の優先的利益全額を、資本金におけるその株式の価値に比例して当該株式保有者に対して支払うまで、取締役会において当該株主自らのために代表者を指名するかを決定することができる。

### 第三

本勅令は、官報において公示されるものとし、その公示の日から180日後に効力を生じるものとする。

### 第四

副首相殿下及び閣僚はそれぞれ、その権限において、私の決定を執行するものとする。

## ヒジュラ暦 1418 年 9 月 16 日（西暦 1998 年 1 月 14 日）付勅令第 29 号

全能なる神アッラーのご加護により、サウジアラビアの統治者である私、ハーリド・ビン・アブドルアジーズ・アール・サ우드国王は、ヒジュラ暦 1412 年 8 月 27 日付国王令第 90 号により公布された憲法の第 70 条を考慮し、かつ、ヒジュラ暦 1414 年 3 月 3 日付国王令第 13 号により公布された閣議法の第 20 条並びにヒジュラ暦 1412 年 8 月 27 日付国王令第 91 号により公布された諮問評議会法の第 17 条及び第 18 条に従い、かつ、ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布された会社法、ヒジュラ暦 1405 年 7 月 4 日付勅令第 46 号による会社法第 79 条の改正、ヒジュラ暦 1418 年 6 月 25 日付諮問評議会決議第 7/13/18 号の決定、及びヒジュラ暦 1418 年 9 月 14 日付閣議決定第 155 号を検討した結果、以下のとおり命ずる。

### 第一

ヒジュラ暦 1405 年 7 月 4 日付勅令第 46 号に基づき、会社法第 79 条を以下のとおりに読まれるよう改正する。

会社の規約の定めを十分に考慮し、取締役会は、その役員の中から議長及び代行役員をそれぞれ 1 人ずつ任命するものとする。1 人の役員が議長及び代行役員の職を兼任することができる。定款は、取締役会の議長及び代行役員の権限、並びに取締役会役員の所定の報酬に加えて取締役会の議長及び代行役員が支払を受ける特別報酬について規定するものとする。付属定款にかかる規定がない場合、取締役会は、権限分配及び特別報酬の決定を行う権限を割り当てる義務を負うものとする。

付属定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会は、その役員その他の中から書記を 1 人任命するものとし、当該書記の権限及び報酬について明確に定めるものとする。取締役会の議長、代行役員及び取締役である書記の任期は、それぞれの取締役としての任期を超えないものとする。付属定款に別段の定めがある場合を除き、再任は可能である。取締役会は、随時、その役員の一部又は全員を解任することができるが、かかる解任が合理的な理由を欠くか、又は適時になされなかつた場合には、解任される当該役員が補償を求める権利を妨げない。

### 第二

副首相殿下及び閣僚はそれぞれ、その権限において、私の決定を執行するも

のとする。

Fahad Bin Abdul Aziz

ヒジュラ暦 1428 年 7 月 3 日（西暦 2007 年 7 月 18 日）付勅令第 M/60 号

最も慈悲深く、最も情け深いアッラーの名において

サウジアラビア国王

アッラーのご加護により

私、サウジアラビア王国の国王

ハーリド・ビン・アブドルアジーズ・アール・サ우드国王は、

ヒジュラ暦 1412 年 8 月 27 日（西暦 1992 年 3 月 2 日）付勅令第 A/90 号により公布された統治制度第 70 条、ヒジュラ暦 1414 年 3 月 3 日（西暦 1993 年 8 月 21 日）付勅令第 A/13 号により公布された閣議制度第 20 条、ヒジュラ暦 1412 年 8 月 27 日（西暦 1992 年 3 月 2 日）付勅令第 A/91 号により公布されたマジリス・アシュ・シューラ（諮問会議）制度第 18 条、ヒジュラ暦 1428 年 5 月 24 日（西暦 2007 年 6 月 10 日）付マジリス・アシュ・シューラ（諮問会議）決定第 27/21 号及びヒジュラ暦 1428 年 7 月 2 日（西暦 2007 年 7 月 16 日）付閣議決定第 221 号を検討した上で、

以下のとおり命ずる。

**第一**

ヒジュラ暦 1402 年 6 月 28 日（西暦 1982 年 4 月 22 日）付勅令第 23 号により改正された会社法第 158 条の冒頭を変更して、文言（有限責任会社の資本金は 50 万サウジ・リヤル以上とし）の代わりに文言（有限責任会社の資本金は定款において出資者が決定するものとし）を用いることを承認すること。

**第二**

ヒジュラ暦 1412 年 7 月 30 日（西暦 1992 年 2 月 4 日）付勅令第 22 号により改正された会社法第 180 条の冒頭を変更して、文言（有限責任会社の損失がその資本金の 4 分の 3 に達した場合は）の代わりに文言（有限責任会社の損失がその資本金の 50% に達した場合は）を用いることを承認すること。

**第三**

首相殿下及び関係閣僚は、本決定を執行すべきこと。

(署名)  
Abdullah Bin Abdulaziz

## 有限責任会社に関する情報要求事項

ヒジュラ暦 1385 年 6 月 22 日（西暦 1965 年 10 月 18 日）付省決定第 694 号

商工業省は、ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布された会社法第 161 条の規定に基づいて、有限責任会社の契約に関するヒジュラ暦 1385 年 6 月 22 日付省決定第 694 号を公布することを通知する。

また、本決定により、有限責任会社の契約には以下の情報を含めるものとする。

- (1) 会社の種類、名称、目的、本店及び支店。
- (2) 出資者の氏名、住所、職業、国籍、株主ごとの保有持分数。
- (3) 会社の開始及び終了日。
- (4) マネージャーの氏名、出資者であるか否か、権限、任期、複数のマネージャーがいる場合は、決定を下す方法。
- (5) 資本金の額、現金株及び現物株式の量及び金額（現物株の詳細な説明を付す）、これらの価額並びにこれらを提示した者の氏名。
- (6) すべての資本株を分配し、当該株の価額全額を履行する旨の出資者による宣言。
- (7) 管理委員会があれば、その委員の氏名。
- (8) 出資者の決定の発行に必要な定足数。
- (9) 利益の配分方法。
- (10) 会社が出資者に送達する通知の形式。
- (11) 会社の会計年度の開始及び終了日。

出資者の人数が 20 人を超える場合、契約には、上記に加えて、以下の情報を含めるものとする。

- (1) 管理委員会の委員数、委員の任期並びに管理委員会の会合及び委員会の決定の発行に必要な定足数。
- (2) 出資者総会の会合及び総会の決定の発行に必要な定足数。

## 株式会社の取締役としての法人の選出

ヒジュラ暦 1409 年 5 月 29 日（西暦 1989 年 2 月 6 日）付第 423 号

商工業大臣は、自らに付与される権限により、ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布され、ヒジュラ暦 1387 年 3 月 12 日付勅令第 M/5 号及びヒジュラ暦 1402 年 6 月 28 日付勅令第 23 号により改正された会社法、ヒジュラ暦 1402 年 1 月 20 日付閣議決定第 17 号、ヒジュラ暦 1405 年 4 月 30 日付閣議決定第 80 号、並びにヒジュラ暦 1408 年 11 月 12 日付技術省次官閣下の覚書第 2209/11 号を検討した結果、かつ、公共の利益が求められるところに基づき、以下を決定した。

### 第 1 条

株式会社の取締役会の構成員として法人を選出するに当たっては、以下の規制を順守するものとする。

- a. 会社の取締役会構成員としての法人の代表は、自然人（かかる自然人の選任は永久的であるものとする）によりなされるものとする。ただし、当該自然人は会社の取締役会の構成員が負担し履行すべき義務を履行することを条件とする。
- b. ヒジュラ暦 1402 年 1 月 20 日付閣議決定第 17 号及びヒジュラ暦 1405 年 4 月 30 日付同決定第 80 号の規定に従い、法人を、同時に株式会社の 3 つを超える取締役会の構成員として任命することは認められないものとする。

### 第 2 条

法人は、会社に対して、取締役会において自らを代表する者の名前と併せて、かかる者の解任又はこれを代理する場合に当人に代わる者の名前を通知する義務を負うものとし、当該通知はかかる解任又は代理の時から 15 日以内になされるものとする。ただし、法人の代表者に関して必要とされるあらゆる公手続及び商業登記簿上の登記がなされることを条件とする。

### 第 3 条

法人の代表者は、会社法に基づき、会社の取締役会構成員に適用されるすべての義務に服するものとする。

#### **第4条**

法人の代表者は、取締役会の構成員と共同で、当該代表者又は取締役員による会社業務に関する経営権の濫用又は会社法若しくは定款の規定の違反により生じる損害について、会社、株主又は第三者に対して会社法第76条の規定に従い、賠償を行う民事上の責任を負うものとする。

法人は、この点につき、その代表者と共同で責任を負うものとする。

代表者は、会社法における刑事上の規定に基づく文書偽造、背信、架空の利益の分配、貸借対照表若しくは損益計算書における虚偽の記載、又は監査役職務妨害の罪など、自らに起因する行為が有罪となった場合には、刑事上の責任を負うものとし、会社法第229条及び第230条に定める罰則の対象となるものとする。

#### **第5条**

本決定は、官報において公示されるものとし、その公示日付で効力を生じるものとする。

Suliman Al Saleem  
商工業大臣



## 取締役会の報酬

ヒジュラ暦 1412 年 11 月 2 日（西暦 1992 年 5 月 4 日）付閣議決定第 1071 号

商工業大臣は、その職務権限に従って、ヒジュラ暦 1385 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布された会社法及びその改正を検討した結果、かつ、株式会社（国家が最低限の利益を保証していない場合、又は国家が保証しているが、当該会社が保護の恩恵を受けていない場合）の取締役に対して支払う実際の金額の決定に関するヒジュラ暦 1404 年 8 月 13 日付閣議決定第 202 号の 12、並びに本省が公布した 2 つの回覧文書ヒジュラ暦 1405 年 11 月 10 日付第 222/9362/4861 号及びヒジュラ暦 1412 年 6 月 15 日付第 222/9362/3163 号を検討した結果、かつ、公共の利益が求められるところに基づき、以下のとおり決定する。

### 第 1 条

法律により取締役の報酬が規定されている株式会社の取締役に与える年次報酬の上限額は、当該報酬が会社の資本金の 5%以上の割合で利益を株主に分配した後の利益から与えることを条件として、当該利益の一定の割合とする。

### 第 2 条

会議出席手当の上限額は、取締役会の会議ごとに 3,000 サウジ・リヤルとする。

### 第 3 条

会社の総会において、取締役の年次報酬若しくは会議出席手当又はその両方が上記の上限額を下回るものとする旨決定することができる。

### 第 4 条

本規則は、取締役が自らの報酬、会議出席手当又はその両方を放棄することを禁じるものではなく、すべての場合において、本報酬額は、取締役会年次報告書に開示され、総会に提出されるものとする。

### 第 5 条

本決定は、官報（ウンム・アル・クラ）において公示されるものとし、その公示日付で効力を生じるものとする。

商工業大臣

Suliman Al Saleem

## ヒジュラ暦 1419 年 4 月 10 日（西暦 1998 年 8 月 3 日）付閣議決定第 563 号

商工業大臣は、自らに付与される権限により、ヒジュラ暦 1374 年 4 月 6 日付閣議決定第 66 号により公布された商工業大臣の支配権及び権限に関する法律、サウジアラビア内で業務を営む外国の組織及び会社に対して政府当局とのあらゆる通信においてアラビア語を使用することを義務付けるヒジュラ暦 1398 年 2 月 21 日付閣議決定第 266 号、外国会社と締結する書面契約においてアラビア語の使用を強制するヒジュラ暦 1400 年 6 月 20 日付上位命令第 3/H/15351 号、会社の目的の経済的実行可能性に関する調査を提示した後の閣議決定に従って株式会社を設立するための免許に関する会社法第 52 条、株式会社の資本における国内株式の評価並びに 1 人以上の専門家による当該査定及び評価の証明（かかる専門家は当該事項について報告を行うために企業総管理局により任命される）を要求する会社法第 60 条、転換を必要とする会社の目的の経済的実行可能性に関する調査の提示を要する株式会社の転換に関する規制、その資産及び負債の評価、並びに株式価格の規定及び当該価格決定の根拠に係るヒジュラ暦 1418 年 3 月 23 日付閣議決定、並びに本法の規定を執行するために必要な決定及び規制を商工業大臣が公布するものとするを定める会社法第 233 条を検討した結果、かつ、公共の利益が求められるところに基づき、以下のとおり決定する。

### 第一

企業総管理局は、会社設立又は当該会社の株式会社への転換の要求について検討するに当たり、以下の事項を証明するものとする。

1. ヒジュラ暦 1358 年 3 月 22 日付勅令第 M/6 号により公布された会社法（その改正及び執行規制を含む）の規定により要求される、経済及び財務上の実行可能性に関する調査書、会計若しくは評価その他に関する報告書は、サウジアラビア内で営業する認可を受けたコンサルタント事務所又は国営若しくは共同運営による特別専門会社により作成されるものとする。
2. 当該調査書及び報告書は、アラビア語によるものとする。

### 第二

本決定は、官報において公示されるものとし、その公示日付で効力を生じる

ものとする。

商工業大臣

## 同族法人及び同族会社の存続のための指導書

### 序 文

個人組織又は同族会社の特徴は、商業又は工業活動への部外者の関与を認めないという目的で、1つの家族の構成員（父親とその息子、兄弟又は夫婦で構成される）が当該活動を請け負う（実施する）ことにある。これらの会社は、経済活動において重要な役割を果たしており、サウジアラビアにおける実業界の広範かつ多方面にわたる基盤をなしている。このような会社・組織（事業体）は、その創業者の生存中又は死亡後に、管理上、財務上の権限について、又は会社・組織（事業体）が実施している事業に関して、何らかの困難に直面する可能性がある。

会社の創業者又は主要な出資者（多くの場合、父親）の死亡により、相続者の間で問題又は困難が発生し、会社・組織（事業体）の解散（清算）を招いたり、一定期間活動不能となる事態が生じて、結果として相続者の利益が損なわれている。

この種の同族会社・組織（事業体）はサウジアラビアにおけるサービス、工業、商業の各分野で効果的な役割を果たしており、中には大成功を収めてサウジアラビア外に活動を広げ、外国市場で好評を博している会社もある。そのため、創業者又は主要な出資者の死亡後の清算又は解散は望ましくない事態であり、国家経済にとっても多大な損失をもたらすことから、このようなケースを防ぐための解決策又は方法を見つけることが重要である。

創業者の生存中に同族会社が成功する要因として、血縁関係が強いこと、部外者（家族以外の者）がいないこと、決定の統一がとれていること、執行が迅速であることが挙げられるが、これらの要因は、主要な出資者（通常は父親又は長男）が死亡すると異論が出て、紛争が始まり、すべて消失する。このため、このようなケースに注目が集まり、関係当局が多数の研究を行った。

研究の結果、このような対立又は不和を防ぎ、同族会社・組織（事業体）の存続を確保するためには、株式会社への組織転換が最善の策であることが判明した。

上記の事実に基づいて、商工業省は、同族会社から株式会社への組織変更に関する規則を公布した。商業評議会及び商工会議所に対して、創業者又は主要な出資者の死亡後も会社の存続を可能にする公式の方法を同族会社が採用する

ことを助ける指導書の草案を作成するよう指示が出され、その実施に当たって、指針となる以下の規則が制定された。

### 第一：合名会社の形態の同族会社

- (1) 会社法は、第 22 条第 4 項に基づいて、会社の定款の要約に、マネージャーの氏名及び会社の代表として署名を行う権限を与えられた人物の氏名を含めなければならない旨規定しており、また第 24 条は、マネージャー以外の出資者は、経営に干渉することができない旨規定している。
- (2) 出資者マネージャーは、父親又は夫のように会社の資本金を支配する者であることが多く、資本金全額を所有している場合もある。
- (3) 会社法第 33 条は、マネージャーがパートナーシップの定款に定める出資者である場合は、全出資者の過半数の要求（請求）に基づいて苦情処理委員会が発する決議による場合を除き、これを解任することができない。ただし、パートナーシップの定款に別途の定めがある場合を除き、法的に正当な理由が存在し、当該マネージャーの解任が問題の解決につながることを条件とする旨規定している。
- (4) 会社法第 35 条は、合名会社において、ある出資者が死亡し、後見人が指名され、又は破産若しくは支払不能が宣告された場合、当該会社は終了するものとする旨規定している。ただし、出資者のいずれかが死亡した場合に、その相続者が未成年者であっても、その相続者により会社が存続する旨をパートナーシップの定款に定めることができる。また、ある出資者が死亡し、後見人が指名され、破産若しくは支払不能が宣告され、又は脱退する場合に、会社は残りの出資者によって存続する旨をパートナーシップの定款において定めることも許容されている。
- (5) 主要な出資者の死亡又は 2 人以上の出資者の死亡後の出資者間の紛争を回避する 1 つの方法は、死亡した出資者の相続者のうち 1 人又は全員が未成年者であっても、その相続者によりパートナーシップが存続する旨を定めることである。
- (6) 合名会社（パートナーシップ）における出資者間の対立及び経営の重

複を避けるためには、同族会社のマネージャーを出資者以外から指名することが望ましい。このマネージャーには、自由に、かつ、会社法及び商業登記法双方の範囲内で職務遂行を可能にする管理・財務上の権限が与えられる。一方、出資者は、商業活動計画の策定、及び当該計画の実行・執行を引き受け、出資者に対して責任を負う指名された取締役（マネージャー）が順守（尊重、考慮）すべき財務・管理上の規則の制定を行う。いわば、権限の分離である。

## 第二：合資会社としての（形態を想定した）同族会社

- (1) 合資会社の基礎は、2種類の出資者、すなわち、無限責任出資者と有限責任（休眠、匿名、静止）出資者で構成されることである。1又は2人の活動的な出資者と、複数の有限責任出資者で構成することもできる。無限責任出資者については、会社の負債につき自らの資金（財産）で責任を負うことを要求し、有限責任出資者については、資本金への自らの出資分を限度とする場合を除き、これを求めない規定となっている。（会社法第36条）
- (2) 有限責任出資者は無限責任出資者となり、会社の債務（負債）につき自らの財産（資金）で責任を負うことになるため、無限責任出資者の上記の責任と引換えに、会社法は当該出資者に対し、会社を指揮し運営する全面的な権能を与え（授権、付与し）、有限責任出資者は、会社の内部運営に干渉することが禁止されている（会社法第38条）。
- (3) 最も可能性が高いのは、無限責任出資者が支配（優勢、統括）出資者である場合である。この例として、父親が無限責任出資者で、息子が有限責任出資者である場合、また別の例として、夫が活動的な出資者で、妻と息子が有限責任出資者である場合もある。法律では、パートナーシップ（合名会社）の規則は、本法第29条の合資会社に適用されると規定されている。
- (4) 無限責任出資者が死亡した場合、また、本法に基づく会社の解散を避ける目的で、パートナーシップの定款には、会社はその活動及び業務を継続するものとし、有限責任出資者のうち1人、又は死亡した無限責任出資者の相続者で公式の条件を満たす者のうち1人が、無限責任出資者に選出（選任）されるものとする旨規定することができる。

- (5) 対立又は紛争を避けるために、出資者は、同族会社のマネージャーとして無限責任出資者以外の者を指名するのが賢明である（望ましい）。無限責任出資者は、会社の商業活動計画又は財務・管理上の規則を制定するものとし、その実施・執行は、無限責任出資者の監督の下、指名された取締役（マネージャー）に委ねるものとする。このように、立案権限と、実施・執行権限とを分離する。

### 第三：有限責任会社の形態の会社

- (1) 有限責任会社は、資本の結合又は人的結合とほぼ同じ性格を有しており、公募引受けのために株式を市場に出さない。有限責任会社は、2人以上の出資者によって設立することができる。ある出資者が自己の資本についての持分を他の出資者以外の者に譲渡することを希望する場合、他の出資者は通知日から30日以内に当該株式を回収する権利を有する。従って、他の出資者は本法の他の規定（第165条）を排除して、当該株式を買い取ることができる。これらは、人的結合の特徴である。
- (2) 有限責任会社において明確にみられる（観察される）資本の結合の特質は、いずれの出資者も資本金における自らの持分を除き、会社の債務の責任を問われず、その責任は自己の財産（資金）には及ばないことである（本法第157条）。
- (3) 同族会社は、たいてい有限責任会社の形態をとる。会社の債務に対して家長（主人、出資者の家族、世帯主）が自らの財産又は資金において責任を負わないよう努め、自己の責任を資本金における自らの持分の限度内に制限することを望んでいるからである。
- (4) 会社法第170条は、出資者の数が20人を超える場合は、3人以上の出資者からなる管理委員会の任命について、出資者の定款において定めることと規定している。

本委員会は、会社の活動を監督し、会社のマネージャーの意見について意見を述べる。

本委員会はまた、重大な違反（違背、侵害）が生じたときは、全出資者による総会を招集することができる。

- (5) 出資者は、家族に係る出資者以外から 1 人又は複数人のマネージャーを選任すること、また、管理委員会又は取締役会において代表される立案の権限と、会社のマネージャーによって代表される執行・実施の権限とを分離することが望ましい。

#### **第四：同族会社の所有権と経営陣を分離することの重要性**

- (1) 多種多様な同族会社の存続につながる 1 つの方法は、経営陣が資本の所有者との接触又は衝突なしに自らの義務を実行し続けるために、資本の所有権と経営陣とを分離することである。そうすれば、同族会社の所有者間の会社の存続に関する意見の不一致から生じるマイナスの影響は、回避することができる。所有者の役割は、管理・財務上の制度又は規則、マーケティング（プロモーション）方針、会社の発展に関する計画を策定し、その活動の幅を広げるプロセスに限定される。
- (2) すべての同族会社が必要とされる経験と信頼を有するマネージャーを選ぶことが望ましく、当該マネージャーは、自らが責任を負う出資者が策定したプロモーション、管理・財務上の規則の範囲内で、完全な権限を有するものとする。
- (3) 経営陣から所有権を分離し、出資者の監督下で広範な権能又は権限を有するマネージャーを指名するよう同族会社の出資者を説得することが難しい場合は、当該出資者に対し、これが会社の存続につながる近代経済学的思考であり、当該思考において、経営陣は効率的であるものとし、経営への干渉又は意見の不一致に影響されることなく、営業を継続し又はその役割を果たすものとする旨を伝える（通知する）べきである。更に、出資者は、取締役が会社の経営に適合しない（適していない）と認めるときは、当該取締役を解任する権利を有している。

#### **第五：同族会社の資本金の所有の拡大**

- (1) 同族会社は、新しい出資者を受け入れることにより、資本金の所有を拡大する必要がある。これは、会社所有者の資本金に対する支配に関する影響なく、行うことができる。その理由は、同族会社が基本的に 1 つの家族の出資者間の個人的な信頼に基づいて設立されたからであ



る。会社の資本金に少額の持分を有する新しい出資者を迎えても、以前からの出資者の地位に影響を与えるものではない。会社の種類又は形態は、変えても変えなくてもよい。どちらの場合も、新会社設立の場合と同様の公式の手順に従うものとする。

- (2) こうして、同族会社の市場効率性を統合し、新しい血を導入し、有用かつ革新的なアイデアへの道を開くことが、結果として、会社の活動の存続又は安定につながるのである。

## **第六：管理システム、財務・会計組織の確立**

- (1) 同族会社の安定と存続を助ける要因の 1 つは、正確な管理システムと、健全な会計組織の確立である。これらが欠けると会社の活動に困難が生じ、存続が脅かされる。会計システムが規律されていないと、責任又は能力、権利、誓約が混同されるためである。今後は、各同族会社はその規模にかかわらず、上記の組織体系を確立することが強く推奨される。かかる法律は、簡潔にして明瞭となり得る。
- (2) 同族会社においては、会計・財務システムを執行する資格を有する会計士が選任されない限り、財務上の規律は達成されない。会社の資金と主要な出資者の資金を統合・混合すると、主要な出資者が自らの（私的）要求を満たすために資金を引き出すことにより、会社の財務ポジションの混乱又は混同につながる。

当該場合の適正な手順は、同族会社の主要な出資者の個人財産を分離することである。これは、正確な会計システムの確立と、制定された会計規則に従って実務を行う全面的な権限が付与される有資格の（勅許）会計士の任命を通じて、行うことができる。

- (3) 20 人以上の従業員を雇用する同族会社は各々、1 人の有資格の勅許会計士を任命して、特に退職時の慰労金又は将来の保険金請求を満たすために予算の割当てを要する社会保険の加入といった分野における財務の安定性を確保する。

## **第七：会社情報の透明性に対する注意喚起**

- (1) 同族会社の出資者は他の出資者の同意により脱退することができる。

出資者が死亡する場合もある。そして、パートナーシップの定款においてその相続者の 1 人が後継者になることができる旨規定されている。このような場合に、出資者となるべき者（相続者か新規加入かを問わない）が会社の財務状況について十分な情報を与えられていないと、混乱又は障害につながる事態となり、会社の存続に影響する。

- (2) 同族会社における情報の透明性については、現実を正確かつ正直に反映する情報の公表又は発行を通じて、大いに注意すべきものとする。

これが会社を害することはなく、むしろ、将来の株式会社への組織転換を容易にしつつ、会社の所有権の基盤の拡大を可能にする。

## **第八：出資者間の紛争の友好的解決**

- (1) 同族会社の出資者間に紛争が生じ、司直（裁判所、司法当局）に訴えられた場合は、1 つの家族の構成員である出資者間の商業上の関係が断たれ、最終的に会社の清算につながる場合がある。
- (2) 1 つの家族の構成員間のこのような紛争を、会社の存続を認め、家族（血族）の絆を保ち（維持し）ながら、出資者同士の関係に影響を与えない友好的な方法で解決することは、合理的である（理に適っている）。

商工会議所の主要機能は、商業上の紛争又は対立をその当事者間の和解を通じて友好的に解決することにあるため、このような紛争を商工会議所で解決することは自然であり、適正（適切）である。

- (3) 商工会議所の会頭又は副会頭を議長とし、経験と能力を備えた実業家 1 人、サウジアラビアにおいて実務を行う認可を有する勅許会計士 1 人、及びシャリーア問題の専門家 1 人で構成される委員会をリヤド、東部地域（地区）、その他商工業省が適切と考える（みなす）会議所において結成する。本委員会は、会社所有者の相続者又は出資者間に生じる紛争を、対立の全当事者のさまざまな意見を聴取し、満足のいく形で調停を提案し、署名・認証すべき合意書にまとめることにより解決する管轄権を有するものとし、当該合意書の写しはその執行・実施の補完のために商工会議所において保管する。

## 第九：同族会社における新世代出資者の準備

- (1) 同族会社の資本における持分は、出資者の私財（資金）からその息子のために割り当てることができる。
- (2) 同族会社の出資者は、生存中にその息子のうち 1 人又は複数人を会社のマネージャーに選任することができ、当該マネージャーは経営における自らの役割に対して報酬（給与又は割当て）を得ることができる。

## 第十：法人及び会社の株式会社への組織転換の重要性（同族会社の株式公開）

紛争を回避する最善の方法は、同族会社から株式会社へ組織転換することである。株式会社は、この種の会社に対して貯蓄を投資しようとする投資家にとって、最も好ましい種類の会社だからである。かかる会社における株式取得プロセスは複雑ではなく、株主の 1 人が死亡したとあって、会社が混乱に陥る訳ではない。所有権の基盤は、株式市場における株式の流通を通じて拡大されるため、設定された規則又は手続に従って機関・同族会社の株式会社への転換を奨励することが適切である（望ましい）。

かかる組織変更を公式に認めることにより、国民に信頼を与え、応募を促すことになる。

## 外国会社及び外国人のアラビア語使用に関する商工業省告示

すべての外国会社及び外国人に対し、ヒジュラ暦 1371 年 6 月 1 日付シューラ「諮問」評議会決定第 48 号が公布され、ヒジュラ暦 1371 年 9 月 4 日付第 25/2/7173 号に基づいて承認されたことを通知する。本決定は、外国会社及び外国人から発せられるすべての記録、通信及び取引においてアラビア語を使用する必要があることを規定している。従って、本決定は正確に実施及び順守されるものであり、違反者は当該決定により科される罰則の対象となる旨ここに注意を喚起する。

会社に関する当該罰則は、以下のとおりとする。

最初の違反： 5,000 サウジ・リヤル以上の罰金。  
2 度目の違反： 5,000 サウジ・リヤル以上の罰金に加え、輸出入権のはく奪 1 年。

個人については、罰則は以下のとおりとする。

最初の違反： 2,000 サウジ・リヤル以上の罰金。  
2 度目の違反： 2,000 サウジ・リヤル以上の罰金に加え、輸出入権のはく奪 1 年。

商工業省は、関係者に告知し、当該決定及びその結果生じる罰則への注意を喚起していることから、すべての会社及び商人を調査する権限をもって、当該決定の実施を徹底するための調査活動を開始し、違反者を罰するために必要な措置を講じることをここに通知する。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。